

平成三年十一月二十一日と二十七日に、私どもの先輩であります工藤法制局長官と、当時の宮澤総理大臣から御答弁がございました。そして、政府としては、当時の答弁をもう一度読むことは避けますが、御指摘された答弁と同様だと現在も考えております。(江崎委員一部読んでいただけますか)と呼ぶ)はい。

考え方を言いますと、すなわち、仮に我が国が参加する国連の平和維持隊が武力の行使に至ることがあつたとしても、我が国は、国際平和協力法に基づいて、武器の使用は要員の生命等の防護のために必要な最小限のものに限られること、それから、紛争当事者間の停戦合意が破れるなどして我が国が平和維持隊に参加して活動する前提が崩れ、短期間にかかる前提が回復しない場合には、我が国から参加した部隊の派遣を終了させることなどの前提を設けて参加することになりますので、我が国としては、みずから武力行使をせず、かつ、当該平和維持隊の行う武力行使と一緒にないことが確保されるということから、我が国が武力行使をするとの評価を受けることはないものと考えている、そういうことで憲法との関係を整理しているわけでございます。

○江崎委員 今法制局長官から、確認ということでお、前回と変わっていないという御見解かと思っております。

その上で、今回の改正案の中で一つございましたのが、PKFの解除とともに武器使用基準の緩和、この関係につきまして御質問をさせていただきます。

先ほど内閣法制局長官からもございましたように、いわゆる第五原則におきます武器使用といふものにつきましては今までと立場は変わらないとあります。

ということございますが、一方で、PKFという業務を今回解除するということで、このPKFの中には現行の武器使用基準でたえ切れるのかどうか、果たして任務として日本からの協力隊が引き受けれるかどうか。要するに、今の武器使用基準ではまだ危険が伴うのではないか、その

ように私自身は個人的な見解を考えております。

現行の法の解釈の中では、自然権の拡大ということで、相手から的一つの危険を感じたときに武器使用というものが認められると解釈しておりますが、これは基本的にはアクシデントへの対応にはなると思うのです。任務遂行上で、例えば巡回とかあるいは停戦監視といった任務に当たるときには果たして現在の武器使用基準というところで引き受けられるのかどうか。また、現地に行く協力隊員の思いからすれば、他国部隊との武器使用基準の相違から、PKF解除後もなかなか他国部隊との足並みがそろわなくて、円滑な業務がなされないのでないかと私は危惧をしておりま

す。

今回のPKF解除に当たっても、協力隊員の生命の安全を確保した上で十分な任務を遂行していくことが望ましいと考えておりますが、防衛庁長官、このPKF解除と武器使用基準の緩和の関係につきまして御見解をいただきたいと思います。

○中谷国務大臣 今回PKFの凍結解除及び武器使用緩和の二つの内容を行うわけでございますが、武器使用緩和といいますと、現在PKO活動を行つておりますけれども、隊員が安全かつ効果的に任務を達成し得るというためには重要な意義があるというふうに考えておりますし、また、状況によっては他のPKO要員をも武器を使用して防衛することができるようになるということでお、前回と変わっていないという御見解かと思つております。

また、凍結解除につきましては、最初のPKO活動でもあるということで、幅広い理解が得られるまでは凍結を実施するという観点で、現在まで凍結をされていていたわけでございますが、この内容につきましては、委員おっしゃるように、停戦また武装解除等の監視、駐留、巡回また停戦線の設定の援助という新たな任務が加えられるわけでありまして、本当にこのレベルでの武器の使用の内容でいいかと言われば、まだまだ今後検討すべき課題もあるわけでございます。

今回凍結解除をされるわけでありますが、実施に際しましては、定められた法の枠組みに従つて実施をするわけでございますので、隊員の安全まであると思います。一方で、限られた任務の遂行等を十分勘案して、慎重に判断して

上に隊員にとっては過大という言い方が適切かどうかわかりませんが、かなりのボリュームの仕事と同時に、リスクも負わなければいけないと

思つております。

○江崎委員 PKF解除によりまして、今まで以上に隊員にとっては過大という言い方が適切かどうかわかりませんが、かなりのボリュームの仕事と同時に、リスクも負わなければいけないと

思つてあります。

○江崎委員 国連のPKF下での要請としましては、先ほどの人の防衛の中でも、今長官お答えの日本からの要人ということもありますかと思いますが、また、極めて想定されやすい問題としましては、国連要人の警護というのも十分考えられるのではないかと思います。その点につき我が国は、まだ、十分な任務が果たせるような形、環境を、ぜひとも隊員のためにもつくつていただきたいというふうに考えておる次第でございます。

次に、今回の改正法案におきましては、警護任務というものがあつてはつけ加えられなかつたわけでございます。その点につきまして、他方で国連のPKOにおける防衛対象ということにつきましては、限定期的に取り扱われているとは思いますが、しかし、今のような形で、拡大解釈のもとにこの警護任務に近い行動をとるというのは、いかにもちょっと中途半端ではないかと思います。ぜひととも、今後の展望としましても、警護任務につきましては付与していく必要があるのではないかと考へておりますが、防衛庁長官の御見解をお示しいただきたいと思います。

ところで、今回、いわゆる武器使用の基準に際して、国連から、実際我が国の部隊がなかなか機械による制約というものをどう調整し、また整合性を持たせていくかということについては、今後大いに議論を深め、さらに活動がしやすいよう環境づくりに努めていただきたいというふうに考へております。

そういう意味でも、警護業務というものにつきまして、国連のPKF下における要請と我が国における制約というものをどう調整し、また整合性を持たせていくかということについては、今後大いに議論を深め、さらに活動がしやすいよう環境づくりに努めていただきたいというふうに考へております。

○中谷国務大臣 警護業務を追加することにつきましては、さあざまな議論があるというふうに承知をいたしておりますが、防衛庁長官の御見解をお示しいただきたいと思います。

○中谷国務大臣 この要請等につきましては、私もことしの六月に国連に行つた折には、PKO局長並びに国連の事務次長からも、そのような制約がつけばおのずと行動も限られてくるし、また、ともに所在している要員との協力関係等もあつて、見直しを検討したらどうかというお話もありましたし、また、ことしの九月、与党の調査団が

東ティモールに行つた際にも、国連の現地の代表者並びに司令官等から、現地におけるPKOにおける武器使用のあり方、警護のあり方に対する国連の側から期待が表明されたというふうに伺っております。

○江崎委員 その際に、国際基準にしてほしいという具体的な要請まであったのでしょうか。

○中谷国務大臣 これはおのずと我が国が決定するわけでありまして、具体的にどのレベルまでというふうな要請を受けたというふうに承知をいたしております。

○江崎委員 ただ、一方で、先ほどちょっと申し上げました国連PKOにおける武器使用基準と国際平和協力法第二十四条による武器使用、これを比べてみると、国連側では、人の防衛については、自己または他の要員、国連職員を含む、また、他の国際機関の要員も含む、そしてNGOも含むということございますが、日本の場合は極めて限定的に、主たる自己」ということがうたわれているわけでございますよね。また、武器使用に際しても、人の防衛に際しては日本人のみに可能であり、他の国際機関の要員あるいはNGOにも警護業務ができないわけございますので、武器使用が結果としてできないという非常に狭い範囲になつているわけでございます。

そういう意味では、本来、国連からの一つの要請というものにはまだまだ今の段階では十分にこたえ切れていないのかとも客観的には見えるのですが、他方で、日本の憲法上の制約ももちろんあるわけでございます。この辺につきまして、防衛庁長官、将来の展望としてはいかがお考えなんでしょうか。

○中谷国務大臣 改正後の二十四条によって、状況によっては他のPKO要員また国連職員を武器を使用して防衛することができるようになると、いうわけでございますが、今後こういった点についてさらなる充実を図っていくべきだというふうに私は思つておりますし、また、今後十分に検討しなければならない課題であるというふうに思つ

ております。

○江崎委員 加えて、物の防衛につきましても、今回、国連の設備、備品につきましては防護対象にならなかつたわけでございますが、おとといでしたか、答弁の中で、自衛隊員が中で働いていて、国連のトラックであつても、それは共通に考えられるという御見解もございましたが、拡大解釈よりは、やはり明記をしていった方が外に向けてもよりわかりやすいのではないかというふうに考えておる次第でございます。

また、警護任務がなぜできないのかということにつきましても、現場に派遣された隊員たちによれば、相手を理解させることができ大変難解であると、いう意見も聞いております。日本の憲法上の制約だと申し上げてもなかなか、国連平和維持協力隊に参加している中で、また日本の憲法の問題との整合性ということについては、他国部隊の、例えば司令官クラスなら理解は進んでいるのかもしれません、隊員クラスでお互いに警備をしていくことやないかといったときにも、一々説明をしさらには理解を得るのに相当な努力を要しているようございます。こういった実態も反映しながら、ぜひ法整備の方をお願いしたいというふうに思つております。

統きました、いわゆる二重指揮権の問題についてお尋ねを申し上げたいと思っております。PKO参加五原則にかかる第四原則におきまして、独自撤収と協力隊における指揮権という問題が出てまいります。PKO参加五原則の一つであります独自撤収ができますように、指揮監督権は、PKO協力法第五条第二項に基づきまして、協力隊については総理大臣である本部長にあり、また、第九条第四項に基づき、自衛隊の部隊等については防衛庁長官にあると理解しております。また、国連の指示、コマンドに適合するように、第八条第二項に基づき、実施要領を作成することとしているというふうに認識しております。しかし、実際には直接国連から指揮を受けていても、法的には間に日本政府を介して、間接的に指揮を

受けける形にしてあると理解しております。

現場の部隊としては、政府はそのような事態はないと御見解をおっしゃっておられます。が、国連と日本政府の意思が仮に異なったときに、どちらに従うべきなのかというのでは大変迷うところだと思います。また、判断の迷いによっては混乱が生じかねないということも言えるのではないでしょうか。また、協力業務にない業務を国連から求められた場合、従えば不法行為になりますし、従わなければ日本の国際的評価をおとしめる可能性もあるわけでございます。これは、現地に国連協力隊に参加している以上はという意味ですよ。現場としては、苦渋の判断を求められる可能性が常にあるわけであります。

例えば、カンボジアにおきますUNTACにおけるPKO活動にて亡くなりました高田警部補は、協力業務にない警護活動をしている中での御不幸だったというふうに認識しております。したがって、このような二重指揮権は、派遣された方々にとっての心理的な苦痛というのは大変なものではないかなというふうに思つております。また、憲法上、この独自撤収というものをあげて四原則に加えたと理解しておりますが、仮にこの独自撤収の道をつくったとしても、実際に過去にあった事例としまして、先ほど申し上げました高田さんのときには、国内的世論としては、独自撤収をすべきだという声がかなり挙がっていたと思います。しかし、受け入れ側の国連あるいはその他の参加国、国際社会の意見に押されて、実際には当時の日本政府は独自撤収できなかつたという事例もございます。

こういった過去の事例にかんがみますと、今次PKO法改正にはもちろんこの見直しは載つてないわけでございますが、果たして今後ともこの条項というものが絶対必要なものなのかどうか、また検討の余地があるものなのか、十分議論を深めていく必要もあるうかと思いますが、防衛庁長官の御見解を承りたいと思います。

だれが持つかという問題にもなりますが、現状におきましては、基本的に派遺をした国の政府が派遣した要員の安全面また補償面の責任を負うと

いう認識のもとに、各国がPKOに要員を派遣しております。我が国だけが勝手に撤収をするという場合に、我が国だけが勝手に撤収をするという立場においては、国連のPKO自体もその存続が危うくなるようなケースだというふうに思つております。

しかし、国連のもとに運営をされているわけであります。我が国が独自にそのような決定をした場合にはおきましては、国連に連絡をした上で、我が国の派遣終了をすることができるという仕組みのものに、我が国政府としてそのような判断をすることはあり得るというふうに思つております。

○江崎委員 国連からの要請を受け、また政府の判断として隊員を送り込むわけでございますので、もちろん危険な状態のままいつまでも置いておくということは避けなければいけませんが、一方的に撤収をしてくるような、例えば、PKO活動の中でも、各國がグループで業務分担をしておこなうこととも多々あるうかと思います。その中で、三カ国で、例えばオーストラリアとポーランドと日本とで協力部隊を組んでいて、その中で一気に日本が撤収してしまうということになると、残された二国には大変な負担が強いられるわけでございます。

そういったことがないよう十分な情報収集と、また送られた隊員たちの立場、また日本国のかさらなる立場というものを十分考えた上での御判断、ぜひ独自撤収というものを軽々には使わないでいただきたいというふうに考えておる次第でございます。

続きまして、関連して、この協力法、そもそもなぜ協力法と呼ばれているかということにつきまして、ここでは考えさせていただきたいと思います。

国連平和維持活動につきましては、参加と協力という形態があるといふに認識しております。ここに、平成二年十月三十一日付の政府統一見解ということで、手元にございますので、参加と協力の定義について簡単に朗読させていただきます。

昭和五五年一〇月一八日付政府答弁書にいう「参加」とは、当該「国連軍」の司令官の指揮下に入り、その一員として行動することを意味し、平和協力隊が当該「国連軍」に参加することは、当該「国連軍」の目的・任務が武力行使を伴うものであれば、自衛隊が当該「国連軍」に参加する場合と同様、自衛のための必要最小限度の範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考

えている。

これに対し、「協力」とは、「国連軍」に対する右の「参加」を含む広い意味での関与形態を表すものであり、当該「国連軍」の組織の外にあって行う「参加」に至らない各種の支援をも含むと解とあります。

現行は、この協力という立場をとつておるわけでございます。しかし、活動を開始して既に十年近くたつわけでございます。加えて、今後、我が国外交の柱としてこのPKO活動を位置づけようということであれば、我が国のPKOに対する取り組みというものが協力という姿勢の今までいいのか、また参加にすべきなのか、これは十分に検討に値すると思いますし、また、再三申し上げますが、派遣された隊員たちが業務に對して存分に力を發揮できる、そういう環境をつくっていく必要があるかと思ひます。

この点につきましては、防衛厅長官、いかがでございましょうか。

○中谷國務大臣 確かにおっしゃるように、参加

となりますと、メンバー意識がありまして、強い団結と結束のもとに力を發揮できるわけであります。しかし、他方、協力といいますと、参加よりは広い意味での関与形態を示すものであります。

協力の中に参加が含まれるという意味だと考えますと、参加に至らないけれども、物資を提供したりする協力も可能になってまいりまして、意味合としては、参加よりも幅広い概念として、協力というふうにすることが最もふさわしいというふうに考えております。

○江崎委員 ゼひとも、やはり法律名というのも象徴的なものでございますので、また、日本における国際貢献の位置づけということから考えましても、一步進んで、また将来展望としてはぜひ十分な検討をいただけないかというふうに考えております。

続きまして、PKO協力法三条三号の協力業務についてちょっとお尋ね申し上げたいと思うんです。現行では、協力できるものにつきましては、これまで列挙してあるわけでございますが、この中には、いろいろ範疇として入らないものが出でてきています。一方で、憲法の制約上、やはり我々が協力できないものというのも明らかにあるわけでございます。

この法の立て方として、現行のいろいろ変容するPKO活動の中から考えますと、むしろ、できないことを限定列挙して明確にした方がわかりやすいのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。これは現場に派遣された方々のま

た意見もあるわけですが、やはり相手方に、何は我々はできないんだと具体的に明示した方が、相手に意思としても伝わりやすい。我々はできることといったときに、どこまではできてどこから先ができないとなるとか、いろいろまた説明の現状は複雑になっているようでございます。

そういう意味では、法の考え方として成り立

つかどうかは私もまだ不勉強ですから研究しなきゃいかぬですが、一つの考え方としてこういふものが成り立つか、防衛厅長官、いかがでございましょうか。

これは現場からの指摘もございましてお話し申上げておるわけでございますが、なぜこのよう

な形態になってしまったのか。また、派遣された部隊の隊員にとっては、あらかじめ法律に明記されないことによって、国連にとって大変日本というのは使い勝手の悪い国だというふうに誤解を受けておりまして、これもひとつ、我が国の憲法の範囲内で何ができるかというような議論に

よって積み上がつてきました。

現在、このような法律のもとにPKO活動を実施しておりますし、また、諸外国に対しても国連に對してもこののような法律ぶりを説明してきたわけですが、先生のおっしゃるよう、今後のPKOのあり方等に関しては、この法のあり方も含めて検討していくことも必要ではないかというふうに思つておりますので、大いに今後検討してまいりたいというふうに思つております。

○江崎委員 ゼひとも十分な御検討をお願いしたいと思います。できないということについての関連でございますが、ここに資料としまして、国連による資料でございますが、国連待機制度の組織装備表という一表がございます。一番から九番まで項目があるわけでございますが、実はこれが、国連がどこかの国に対する、どこかと言つて変ですねけれども、各国に対してもういう準備をして待機してほしいか、具体的に一覧にしたものでございます。

しかしながら、この中で、日本が現在受け入れ局等で実施しているというふうに思つておりますが、あくまでも、これに参加するかしないかはそれぞれの国的事情また判断に基づくものでございます。仮に我が国が参加を検討する場合には、十分に我が国の法体系の中で実施し得るものを選定し、よく国連側と調整しながら実施してまいりたいというふうに思つております。

○中谷國務大臣 そのような計画を国連のPKOによる資料でございますが、個別個別には、また後ほど資料もお出ししますので、再度、こういった範疇に、本当にできなかつてできるのかできるのかというの、将来的な改正時点にはぜひとも御検討いただき、載せていただきたいというふうに思つております。

次に、自衛隊法の中におきますPKO活動の扱いというものにつきまして質問させていただきま

す。

現在、このPKOの活動 자체は、自衛隊法の中の百条の難則の中でも扱われているわけでございます。この難則というものを並列的に見てみますと、自衛隊員が行う土木工事ですか外国人の研修受け入れ、あるいはオリンピック等運動競技への支援ですか南極観測支援ということと同列で

この国際平和協力業務の実施というのがあるわけ
でございます。先ほどちょっと申し上げました
が、これから我が国外交の一つの柱、国際貢献と
いうことを考えた場合に、この雑則という扱いで
はいかにも軽いのではないかというふうに懸念を
しております。

そういう意味で、この自衛隊法自身の見直しというのも必要な時期に来ているんじゃないかなと思いますが、防衛庁長官の御見解をいただきました。

中谷国務大臣　非常に冷戦終結後の国際社会は、国連を中心に世界各国がより協調し、またともに努力しながら世界平和を守っていくという時代になってきておりますし、ことしは国連がノーベル平和賞を受賞したということで、大きく時代は変わつてきつつあると思います。

一方で、自衛隊の創設をされてから二十五年を経

えまして、一つ一つ、自衛隊なりに国民の理解と信頼を得つつ活動を続けてまいりましたけれども、おっしゃるように、時代が大変変わつてまいりました。

こういった時期に、自衛隊のあり方としてどうあるべきかということを、国民の皆様方また国会でも大いに議論をしていただきたいというふうに思っておりますし、防衛庁といたしましても、防衛庁内にあり方検討会を設けまして、自衛隊が国民の期待に沿うためにどのようにあるべきかという観点で、有識者の皆様方の御意見を聞きつつ慎重に検討を行つてまいりたいというふうに思つております。

確かに、自衛隊法の法体系 자체も一つ一つ積み上げるような形になつてゐるといふ点におきまして、先生の御指摘は大変重要な御認識だといふふうに思つております。

○江崎委員 せひとも前向きにまた御検討いただきたいといふふうに思つております。

続きまして、今回の改正法案案件ではちよつと最後の質問になりますが、今回、PKF凍結解除に当たって、政府提案ということでの法案を

第一類第十二號 安全保障委員會議錄第五號

卷之三

PKF凍結になつた経緯を考えますと、参議院

るかどうかということは、これから我々は深刻に考えていかなければいけない問題だというようになります。

の議論はもとより、国会における議論の中からどうのように対応するかということを考えていくべきであろうと思っておりますので、その議論の成果を見守っていきたいと思っております。

○江崎委員 それでは、お約束の時間ですので、福田官房長官、どうぞ御退席をお願いいたしま

読ませて、本日、PKの協力法等の改正案で

はございますが、関連して、PKOにおきましてこれからアフガンに行くかどうかはまだ流動的な状態ですので、まだわからないというところでございますが、米国におけるテロ事件に端を発

したアフカンの問題について。
実は、私の地元に近い厚木基地におきまして、
今大変な騒音問題が起きている次第でございま
す。

御承知のとおり、神奈川県の横須賀基地には、米海軍の空母キティーホークが頻繁に寄港しております。平成十二年度は五回、二百十九日、十三

年度は現時点までで二回、百五日間、入港しております。空母入港中には、空母艦載機が厚木基地周辺で飛行訓練を行っておりまして、特に、空母

出港前には、夜間の連続離着陸訓練と言われるNLPが実施されておりまして、基地周辺住民にとっては多大な騒音被害というものももたらしているわけでござります。

十一月七日に、神奈川県知事を初め県や基地周辺市の行政、議会関係者、国會議員で構成する厚木基地騒音対策協議会の総会が開催されまして、

午後には、外務省、外務大臣のもとにもお邪魔しているはずでございます。また、防衛施設庁、防衛庁、アメリカ大使館にも要請を行いました。

この協議会につきましては私も顧問をさせていただいておりますが、厚木基地におけるNLPとデモンストレーションフライトの廃止について、

現段階においても要望を統けている次第でござります。

シーリングを基礎で開化される工事

ショーの中で、空母艦載機による曲技飛行のようなものを行うことを指しております。これは激しい騒音を伴うばかりか、昨今、エアショーや大分墜落事故というものが起きております。こういった不安から、かねてより基地周辺住民、自治体が反対していたところでございます。

ことしにつきましては、七月二十八、二十九の両日、開催が予定されておりましたが、去る四月十八日に、在日米海軍が発表したとおり、デモンストレーションフライトは中止になりました。実施されませんでした。米軍の決断に敬意を表するとともに、外務省の皆さん、また防衛施設庁の皆さん、防衛庁の皆さんこれまでの働きかけには敬意を表させていただきたいと思っております。しかし、米軍は、来年度以降については実施の有無については言及しておらないのが現状でございます。また、来年度以降、再び再開されるのはという危惧を持つているのも正直なところでございますが、それに関連しまして何点か質問させていただきます。

まず、NLP開始前の訓練に伴う騒音ということなのでございます。ことし九月に実施されましたNLPは、九月二十日から二十五日の間すべて硫黄島で開催されたということではあります、しかしながら、その前に、先駆けて密度の高い訓練が厚木基地周辺で行われました。例えば、九月一日から九日までの間に、いわゆる苦情という形で、県あるいは周辺市に七百七十三件、また、十五日から十七日の三日間で千件にも及ぶ苦情がございまして、九月、延べでは二千五百件、通年、一年間で約千件の苦情ということですございますので、たった一ヶ月の間に一・五倍の苦情が来たということで、相当な騒音公害ではなかつたかと思います。

特に十五日から十七日の間は、同時に多発テロの影響もあったのかもしれません、朝から夜の十

時ごろまで厚木基地においてタッチ・アンド・ゴーと言われるNLPが行われておりました。この間、三日間でございますが、土日が含まれております。そういった意味で、今まで土日というのではなくて、かねてより基地周辺住民、自治体が通常の訓練はしないということになつておつたんですが、それが守られなかつたようでございます。

このような激しい騒音を伴う訓練が実施される場合には、作戦上の機密という面もあるうかとは思いますが、NLPの場合は事前に地元に説明があるんですが、こういった訓練につきましても、事前に説明ないし開始と同時にこういうことで訓練がありますよといった説明があつてもおかしくないと私は思いますが、外務大臣の御意見を伺わせていただきたいと思います。

○田中国務大臣 江崎先生の御紹介もありまして、今月の七日に、岡崎知事さん初め関係者の方が陳情に見えました。

私はほかの公務で時間がかち合いましたのですから、細かいことの陳情につきましては副大臣がお受けくださつたのでお答え申し上げますけれども、私も、こうした苦情が多いということを、

その関連の記事等も持っております、これも、一ヵ月で二千四百件ということですか、いずれにしましても静かな方がよろしいわけで、デモンストレーションフライトも、それからナイト・ランディング・プラクティスもそうですねけれども、やはり、結論から言いますと、もうとにかく静かな方がいいわけです

から、こちらからアメリカ側に引き続き展示飛行もできるだけ中止するようにといふことは申し入れてまいります。

それからNLPにつきましては、これは一応アメリカに配慮をするようにといふことは再三再四申し上げておりますけれども、とにかくこの騒音の影響を軽減するということはぜひやっていただかなきやいけないことでござりますので、その陳情を受けましたときとその後のフォローアップについて、より細かく詳しく副大臣から申し上げさせていただきました存じます。

○杉浦副大臣 今大臣が申されたとおり、私が陳情をお受けいたしました。岡崎知事御自身お見えになりましたし、横浜市初め七市ですか、市長、市議会議長の方がお見えになりまして、お話を伺つて、ある意味ではびっくりした面もあるんです。

というのは、デモンストレーションフライトといふのは、普通地元が要望して、曲技飛行ですから、軍の方からサービスでやるということなんですね、映画とかテレビでよく出でますが、地元が困ると。お伺いしたらなるほどとわかつたんですけど、騒音もさることながら、事故があつたら困る。昔の厚木と違って家が密集したようですから、事故があつたら困るとか、あるいはデモンストレーションフライトは日本で一ヵ所しかやつてない、だから全国からマニアが集まつてかなわないというような苦情もおありになるそうで、そういうものもあるかなと思ってびっくりしたわけなんです。

米軍の方も、サービスのつもりでやっておったんだけれども、そういう御意向であればといふことで、ことしの七月の航空ショーでは中止したよ

うでござります。

今後とも引き続き外務省としても中止するよう

にいたしてまいりますが、恐らく地元がそういう御要望であればやめられるんじゃないいかというふうに思つておるところでございます。

それから、騒音対策については、これは北米局長が参つておりますが、協議会の方から絶えずお伺いしております、その都度米軍に申し入れをして対応してもらつていうことでやつておるところでございます。

あのテロ事件が起つてからふえた、キティーホークが来た関係で。一部硫黄島でやつてもらつたこともあるわけなんですが、若干あの事件が影響しているのかなと。これも申し入れております。

それからNLPにつきましては、これは一応アメリカに配慮をするようにといふことは再三再四申し上げておりますけれども、とにかくこの騒音の影響を軽減するということはぜひやつていただかなきやいけないことでござりますので、その

方が前から検討されておりまして、候補地としては、昭和五十八年でござりますが、三宅島でどうかということで決まっておるわけなんですね。ちょっと硫黄島だと横須賀から遠過ぎるということでお見えになりますから、現状は動いて地元で反対運動もござりますし、また今火山活動で全島民避難しておりますから、現状は動いていません。

それから、NLPについては代替訓練場というのが前から検討されておりまして、候補地としては、昭和五十八年でござりますが、三宅島でどうかということで決まっておるわけなんですね。ただ、御案内のとおり、地元で反対運動もござりますし、また今火山で候補地になつておるわけなんですが、私ども適地と考えておりますし、今もその考えであることに変わりはございません。ただ、御案内のとおり、地元で反対運動もござりますし、また今火山活動で全島民避難しておりますから、現状は動いていません。

暫定的に硫黄島でNLPが実施できるよう施設整備を行いまして、代替訓練場が三宅島に設置されるまでの間、できる限り多くのNLPを硫黄島で実施されるよう米側に働きかけておるところでございます。

○江崎委員 まず一つには、前段の騒音の件についてなんでござりますが、アメリカとの間で、厚木基地周辺の航空機騒音を軽減するための取り決めというのは何と昭和三十八年以来行われていなっていますね。したがつて、相当な年月を経ても、もちろん飛行機の性能も変わっておりますし、また空母における艦載機の数も変わっているわけでございます。一方で厚木の環境というのも著しく変わりまして、周辺市に百五十万の人口がございまして、周辺市に百五十万の人口がございまして、そういう意味で、ぜひとも米軍に対しまして航空機騒音の軽減措置の見直しというものにつきまして申し入れをお願いしたいといふうに考えております。

ないのかどうか、ぜひとも御検討いただきたいと思ひます。

一つの例としては、平成七年から十二年にかけまして、メガフロー^トという、浮体空港ですね、滑走路、この技術研究組合が実験を重ねまして、横須賀沖でも約一年間の飛行実験を行った上で、かなり実用性がある、湾内だけではなく沖合にも展開できるという実験結果がもたらされているようでございます。

いと言つた場合に、沖合に展開した形でNATO訓練というものが果たしてできないものなのかどうか。この点につきましても、せひとも米軍に申し入れ、また御検討の相談をしていただけないかと、いうふうに考えて、次第でござります。

○田中國務大臣 今おっしゃっている代替訓練の施設でございますけれども、できるだけ多くのナイト・ランディング・プラクティスが硫黄島で実施できるように働きかけてまいります。

それから、スカーフロードにはござりませんが、私は、じつは、よく前に科学技術庁長官を務めしておりましたときに、高レベル廃棄物の問題と、それから、私はヘリポートで思つたんですけれども、沖縄の基地の問題を考えています。その中でもってメガフロートを発着陸の訓練に使えるのではないかと。たまたまそのときにメガフロートがかなり完結に、日本鋼管で完成に近づいている状態でございまして、そういう話がありまして、そういうふうなことでもって沖合で訓練ができるかということを村山内閣で当時提案したことなどがございました。

今、随分時間がたつて、江崎先生がおっしゃつておられますけれども、こうしたものの利用が非常にできる状態になつてきていると思いますので、こうしたことも事務方を通じまして強力にアメリカ方に働きかけていきたい、努力をしなければというふうに思います。

○**江崎委員** 外務大臣、ぜひよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

関連してなんですが、米軍基地をめぐりまして環境問題も今起きている次第でございます。

○玉置委員長 藤島正之君。

けましたけれども、そのときの報告では、そのショーン・ザ・フラッグという言葉があったという

相模原にござります相模総合補給廠におましまして、P.C.Bの含有廃棄物が存在する、しかしその保管状況確認のために同廠立ち入り申請を行つてもなかなか自治体の方では受け入れてもらえないという問題もあるようでございまして、今後、米

まず初めに、政府のPKO法と私ども自由党の法上、集団的自衛権が認められていないというところにかかわってくるのですから、国際標準に

○藤島委員 マスコミが勝手にどんどん使つたことを私も聞いてはおりません。ただ、そのことが非常に流布されていますし、私が報告を受けた以外のことがあつたのかどうか、そこまでは私は承知いたしかねます。

軍及び基地の扱いの基本とも言えます日米地位協定の中で環境法令というものも設けて、例えば日本での国内法の適用を明記するとか、少し、両国にとって安全で、また双方が幸せな状況というのを、環境面におきましてもお願いを申し上げたいと思って、いる次第でございます。

最後に、防衛局長官に一つだけ、今ちょっとと起きております朝鮮半島の問題につきましてお伺いをしたいと思っております。

先週ですか、韓国におきますミサイルの発射訓

かできない、この二つの点が一番大きな問題点だらう、こう思うわけですね。

世論操作をしたとなると、これは重大な問題だらしく思うんですね。日本の国家の進路をそういう言葉を使って惑わすといいますか、あるいは狂わせているのかもしないんですね。これは私は大変辛い大な問題だと思うのですから、議論をしたい、こう思つておったんです。

練というのがございました。重ねて、一昨日、北朝鮮におきまして銃の発砲事件というものがございました。

つかの点をお尋ねしたいと思います。
最初に、一昨日もちょっと議論になつたんです
けれども、ショーン・ザ・フラッグの問題なんんで
す。

外務大臣が今おっしゃったように、柳井さんから非公式に連絡があったときにはその言葉はなかったということになりますと、私としては、外務官僚の捏造なのかもしれないなどというふうに思ひます。

○中谷國務大臣　現在、朝鮮半島においては軍事的な対峙の状態は続いているわけでござりますが、二十二日の韓国の西方海域上での韓国の短距離ミサイル発射については、これは試験のためのものと見て取らるるに、いつぞや韓国攻撃の代見解でござります。

常にその部分に引っ張られて、どんどん衝動的にそちらの方に向いていったんじゃないかな。こう思うのですから、その意味で、ショーン・ザ・フラッグというのは非常に意味が大きいと私は考えてるんですが、ここ辺の事実関係は一体ど

自身であるといふのが朝鮮政府の公文書解釈で、これが事実です。また、二十七日のD.M.Z.での北朝鮮、韓国間の銃撃につきましては、韓国政府によりますと、偶發的なものでありまして、事態が拡大するといった見方をしておりません。これらの事案につきましては、特に朝鮮半島の

ういうことだったのか。外務大臣は全然お知りにならないのか。本当にマスコミが騒いでいるだけで、外務省としては何ら情報は持っていないのかどうか。その辺のところをちょっと御説明いただきたいたいと思います。

○江崎委員 緊張が高まつたというふうな認識を有しているわけではございません。今後とも、ぜひとも情報収集にお努めいただきたいと思います。

○田中國務大臣 随分長い間このショード・ザ・ラッグという問題について報道もされていきますし、委員会でも言われておりますけれども、公式で柳井前駐米大使がアーミティージさんとお会いになつた。そして、その結果も私は報告を受

この点に対して和洋官邸がまことに外され、どうかわかりませんけれども、非常に笑つ走りでござつたのではないか、こう危惧を持っております。度この問題について取り上げさせていただいたところとございまして、答弁を求めるも

の、先ほど何かあれがあったそうにして、マスクから追いかけ回されていてこれはコメントを考えなきやいけないと思っておりますんですが、そうした事件がある中で私どものこの内閣ができ上りました。

そして、組織というものは人事と会計、この二つの問題がきちんと機能していって、人事については、公平で、透明性があつて、ある一定のルールがないと。外務省はもちろん時間差もありますし、在外に行きます。したがつて、いろいろな緊急の、例えばアフガンが起こればアフガンの専門家を呼ぶとかそれもあります。そうした例外はもちらんあります、一般には、私ども三年ルールということを言っております。民間もそうだと思います。

それから、お金につきましては、きちんとルール

ルをつくっていくということ、あなた任せではないということ、これは初めからずっと私は省内でも在外にも言ってきておりまして、そして外務省改革要綱、六月六日にでき上がっているんです。そのときに、内部の部局会計の一元化でありますとか、あるいは監察査定制度の立ち上げでありますとか、そうした制度はでき上がっています。でき上がりましたけれども、六月から、もうあさってから十二月になんなんとしているにもかかわらず、まだプール金の問題、その後もずっと続いているんです、残念ながら。何のための改革要綱か。

それは人事も。人事はさらにはひどくて、一人の人だけを言っているのではなくて、人事はかなめなんです。前の松尾事件のときに、四人の会計課長がいて、三人が病気で、急になぜか全員が病気になつて、全員が出てきて、全員が配置転換になつて、人事課長のある人だけは、個人的なことは私一切知りません、けれども、彼は大変重要なことということでもつと来ています。そしてタクシー事件のときに懲戒の処分を受けています。しかし、絶対この方だけはかわらないんです。そして今まで、いろいろ人事やそのほかの問題で不

祥事が起っていますが、人事課が会計を押さえているんです。これは前次官のときも、前官房長にも、今、野上さんにもずっと私は言っています。言っていますが、彼は有能だからかえられないと、この理由以外は聞いていません。

もう一つ。三年以上の人リストを出してもらいました。何と六年、十二年、十六年も同じボスにいる方がいるんです。こんな風通しの悪いことで不祥事を解決できるでしょうか。しかも、キャリア、ノンキャリアという大変高い壁が、どこの省にもあるでしょうけれども、外務省は極めて壁が高いんです。したがって、そういう人たちについてもできるだけ異動してほしい、在外も省内も。何のための外務省改革要綱なのか。それに沿って人をかえてほしいと申し上げていますが、五つのマークがついていて、これら

は、病気はわかります、療養もわかります。しかし、そうではないのに、なぜか理由があつてかえられない、かえるにふさわしくない人物であるといふうなことで、いろいろな印が、個人に全部シールがつけてありますし、これは極めて不明朗であります。

したがって、今回も突然、私がパキスタンに行く前日に官房長から車に電話がかかってきて、これは一回じゃありません、前の次官のときはショッちゅうでした。急に、彼を入れかれます、この大使を戻しますと。そんな、出発前の車の中でも、人の一生のことですから、大事なことをなぜ電話一本でするのか。前は私は、それは、ああそろですかと言つております。しかし、これはやはりおかしいです。

これだけの事件が起つていて、司直の手にゆだねられている人が何人かいて、そして今回もまだ続いているじゃないですか。であるのに、外務省改革要綱やあるいは会計検査院の御指摘にのつとらないのであれば、議会で私たちがこうして議論をしていることは一体何なのかということになるとと思うんです。

したがいまして、そうしたことの中いろいろ

○藤島委員 おっしゃつていうことは本当に正論だと思つております。且議といふのは、やはりほんとうのことがあることないことが流されたり漏されたりしております。それらについては、私は、一度紙にきかうとまとめて天下に公表したいと思つております。

だと思ひますね。組織というのは、やはり人とお金なんですね。私も防衛庁で官房長をやっておりましてそこは十分よくわかっているのです。
ただ、こういうのが新聞に出ているということは、國民は誤解をしますよ。だから、官房長がいか悪いかはまた別の問題として、もしこういう事実があるとすると、今おっしゃった考え方といいますか、それは立派なんですけれども、現実にこういうことで人事が停滞しているとなると、まさに國益にかかるてくる問題になるということを申し上げておるわけなんですね。

それで、もう一回聞いても同じような答えになりますので、ちょっとその前に。

改革が、田中さんが外務大臣になった一つの大きな柱だったと思うのですね。今おっしゃったように、就任のときにそういう問題がもう出ておったものですから、外務省を改革することが外交をきちっとやることと同じぐらいのウエートがあつたはずなんですが、半年の間に具体的にどういう改革があったのか、国民の目から見て何も見えていないのですよ。何かいろいろ官僚と大臣が、ちやごちややっているということだけで、国民から見たら、頑張っているんだろうなというのはわかるのですよ、外務官僚との間で。ただししかしながら、実質的に外務省の改革が、何がどういうふうに改革されていいっているのか、それをだれが現実にやっているのか、その辺が全然見えてこないのですね。

そこを含めて、人事ももう一回反論があつたらおっしゃってもらって結構です。

○田中國務大臣 反論なんかではありませんで、私はむしろこうした機会をいただけて、本当に国会の終盤でありがたいと思って感謝をいたしております。

それは、例えば十一月にしても、ことしの十一月の松尾事件が起つてから一年になんなんとしている中で、えらく頻繁に毎月異動があります。それは事務の方のトップの方の方も認めておられるわけで、なぜそんなにしなければならないのか。

今回の十一月にしましても、私はこの十一月中にブール金も公表し、参与と官房長と私と三人で公表もいたしますけれども、そうした中でもつて一般の方がもちろんあるわけです。私は、課長以下であるとか何とか余り人事には本来関心を持ちたくありません。それは信頼しておのが一番いいのですから。しかし、この事件が起こっていたがために、この一年間ふたを閉めたと思つたものが小泉内閣によつてふたがあつたのです。パンドラの箱があつたわけです。

そのことによって、外交ももちろんしながら、

走りながら両方を、一足のわらじを履かざるを得なかつたということを御理解いただきたいと思ひますし、その人事の、例えば十一月でも、その中に突然、一番不思議だと思うような人がさつと入つてたりします。それから、一番この人はどうしても異動したらしいじゃないかと一般的の職員みんな言つているのです、なぜかその人だけは何度言つても入らない。ですから、残念ながら、しばらくと週末にでも預かって、それも出していないのですけれども、今までずっと。

それは、官房長が悪いのでもだれが悪いのでもないんです。私もうまくいっているんです。ところが、やはり上の方が、トップがそれを押さえなきやいけない、前次官も今の次官もそういうふうに思い込んでおられると思うのです。

ここでうみを出し切つて、そして霞が関で外務省が、外務省モデルだと言われるようになればそれなりますよ。そして、スリム化することによって機能する。みんな職員そう言つていますよ。ですから、どんなんしがらみがあるのか、どんなんかくらむりかは私にはわかりませんけれども。

ですから、私は、一般の方の人事はやつていた

だいています。ほかの省庁から来ている方たち、病気の方たち。しかし、今回の人事は、今回といいますか、この松尾事件を引きずっている中で、プール金があり、タクシーがあり、メンバーがあり、何があり、山ほどあるわけです。その中で、先ほど言ったように、古い人が全然動かない理由は何も言わない。一番新しい人は、小町官房長なんかは、私は昔からよく存じ上げている方ですけれども、たった三ヶ月でもってばんと引っこ抜かれたうらばんと入るわけです。ルールなんかないのです。

ですから、本当に気をつけて見ていないと、いろいろないたずらがされてしまうということを言っているのであって、基本的には私は役所の皆さんは応援してくださっていると思うし、そういう激励もいたいでいる。ですから、基本は、トップの方が腹をくるかどうか。トップは私がもしれませんけれども、役所のトップという人たちが、人がやはりいたずらをしないで、基本的に有権者、納税者の目を見るか見ないかということだと思います。

○藤島委員 私は、田中外務大臣をいじめようとかいうつもりで発言しているのじゃなくて、やはり外務省というか外交は一番大事な時期だと思っていたですね。歴史の中であっても本当に大事な時わけであります、こういうことのないよう意外務省の役人さんときちっとやってもらわなければ、こう思います。

もう一つだけ。外務大臣、五年前の日本の経済財政事情と現在の財政事情はどういうふうにごらんになっていますか。

○田中國務大臣 バブルが終わっておりましたので、かなり厳しいと思いますけれども、経済財政諮問委員会とか、閣僚としてそうした経済の見通し、分析の会に出させていただいておりますし、私も、

基本的に財政状態がよくなければ、いろいろな理想を言っても、外交だけではありませんで、あらゆる国の、インフラの整備にしましても、社会保障制度にしましても、もちろん防衛の、安全保障制度にしましても、そうした予算が回らないと思つておりますので、やはり財政が健全化しなければいけない。

しかし、小泉総理がなぜこれだけ支持されているかといえば、やはり構造改革にメスを入れるという決意を持っておられるからであると思います。

したがつて、その覚悟を現実に移すために、党利党略とか派利派略とか縦割り行政をやめて、本当に私たちが、自分自身が生まれ変わる覚悟を日本国民一人一人ができるかどうかということを言いますかというと、五年前に一応計画があつたようでありまして、その当時の我が国財政事情をもとに使館の新築の話ですね。なぜこんなことを言いますかというと、五年前に一応計画があつたようでもありまして、その当時の我が国財政事情をもとにいろいろ考えておつたのでしょうかが、今やかなり変わつてきておる。

○藤島委員 その点は我々も認識は同じなんですけれども、それはそれとして実はモスクワ大使館の新築の話ですね。なぜこんなことを言いますかというと、五年前がどうであつて、そのとおりおっしゃつた五年前がどうであつて、そのとおり本当に進んでいるかどうか、確認をする意味で私も官房長からちょっと一言お聞きいたいた方が正確になるかと思います。

○藤島委員 それでは、ここで官房長に確認する外務大臣に対する質問はこれで終わりますので、どうぞちょっと休憩されて結構でござります。

○田中國務大臣 実は、私、このロシアのモスクワ大使館の新築については知りませんで、きょう藤島先生がお聞きになつて、きのうどなたかほかの議員がほかの委員会でお聞きになる御都合だったのですが、時間の都合で聞きませんので、これが役所の答弁しかわかりませんで、今まで設計段階かどつしているのかと聞いたら、工事中だそう

でございます。

臣なんかになる前から非常に関心があつて、村山内閣のときに河野大臣にかなり詰め寄つて嫌がられています。

それから、イージス艦の問題ですね。これはいろいろ議論された結果、今回派遣しないようですが、官房長がお答えくださると思います。

したがつて、その覚悟を現実に移すために、党費についても、外務省のセンスでいくと五年前のセンスがずっとまだ残つているのじゃないかな、ついで、オール・オア・ナッシングみたいなところに来ているなど私は思つて見ております。

○藤島委員 どう考えるかということで聞いてるので、進捗状況を聞いているわけじゃないのです。

○田中國務大臣 わかりました。これがどのようないプランで幾らかかるかということは、私は承知しております。

今この紙を見ますと、総工費について百億円もするとの報道があるということですが、実態が幾らの予算で、見積もりで、どうなつてているかと云ふことも面積も一切存じませんので、先生がおっしゃつた五年前がどうであつて、そのとおり本当に進んでいるかどうか、確認をする意味で、私も官房長からちょっと一言お聞きいたいた方が正確になるかと思います。

○藤島委員 それでは、ここで官房長に確認する外務大臣に対する質問はこれで終わりますので、どうぞちょっと休憩されて結構でござります。

あと、残りの時間、防衛庁長官に御質問をしたいと思います。

○田中國務大臣 まず、アフガンに今回は海上自衛隊と航空自衛隊が派遣されたわけですか、陸上自衛隊を派遣する予定があるのかどうか、お伺いします。

○中谷國務大臣 基本計画には陸上自衛隊は含まれておりませんで、現段階では陸上自衛隊の派遣

は考えておりません。

○藤島委員 わかりました。そういうふうにはっきり言つていただきたいから、陸上自衛官の諸君もすつきりした、こう思います。

それから、イージス艦の問題ですね。これはいづれども、私は、やはり今回自衛隊を派遣するとの全体の是非は別としまして、派遣するからには、ちびちびちびとした出し方じやなくて、やはりフル装備といいますか、一番いい装備で派遣するのが軍事的な常識なんですね。この議論は、まさにかつてPKOで機関銃一二丁か一二丁かという議論そのままだと思うのです。こんなばかなことを議論している国はないと私は思うのです。

これに対して、今後、防衛庁長官としてはどういふうに考えていくのか、お答えいただきたいと思います。

○中谷國務大臣 イージス艦の持つ機能というのは、情報収集を非常に高くできるという点で、目であり耳でありますし、また、指揮をとるのに非常に優位な艦艇でございますけれども、政治的なシンボルとなって、非常に連日マスコミ等でも報道されておりまして、この派遣に際しましては、官邸や与党、また国会でのそれぞれの先生方の御意見、また現地の情勢等も踏まえながら、私なりに主体的、総合的に判断し、今回はイージス艦の派遣を見送つたわけであります。現在行つてゐる任務の今後の推移や状況の変化等を含めまして、今後とも検討を続けてまいりたいというふうに思つております。

○藤島委員 防衛庁長官は自衛隊のトップなわけですから、やはり派遣される自衛隊のことを一番心配されているわけでありますので、今後の検討として、ぜひ前向きに考えていただきたい。単に政治のおもちゃにされるのであれば、派遣される自衛官自身の非常にプライドの問題にもなつてくるわけで、そこはきちんとしていただきたい。

この点は、参議院で我が党の田村委員の方から、派遣される内容、装備等は、もともと国会で

議論する話じゃなくて、それはもう防衛庁長官に一任されるのが当然だ、一々そういう細かいことに政治が口を挟むべきじゃないと。全く私は当然のことだ、こう思います。

そういう意味で、防衛廳長官が、今後、主体的にいいますか自主的に御判断をして、いろいろな政治の反対があつても、ぜひそれは貫いていただきたい、こうお願いをしておきたいと思います。

それから、これはちょっと質問としては答えにくいかもわかりませんけれども、我が国の自衛隊は、実力として我が国を守る最小限の力しか持っていない、ここはそう考えてよろしいですね。

そうしますと、今回、護衛艦三隻、補給艦二隻、掃海艇一隻、これは随分大世帯なんですね。これが行くことによって、我が国を防衛する最小限のその部分に穴があくというような、これは理論的な問題なんですけれども、そういう議論に対してどういうふうにお答えされるのか、答弁いただきたいと思います。

○中谷國務大臣 防衛計画の大綱並びに中期防等で防衛力の整備を行っておりますけれども、この中期防の中でも、我が国の防衛、そして各種の災害並びに国際安全保障環境を構築するという観点で議論を行っておりまして、通常においても、諸外国と教育訓練等も実施する中で、隊員の能力の鍛成等を図っております。

○藤島委員 確かに我が國の防衛に支障があると言えない部分があるのですけれども、なぜこれを私伺つておるかといいますと、これからいろいろなケースで派遣されることがふえてくると思うのですね。そうしましたら、実態として、艦艇は多いようでも、修理に入っていますから可動率は変低いわけですよ。その中で、一番可動のいい船をといいますか、状況のいい船を持っていてしまいますから、残っている船というのは、そういう支障のない範囲で勘案した数字でござります。

意味で、修理工場へ入って修理されているがあるいはそろそろ修理へ入るとかいう、そういう船にどうしてしまっててしまうのですよ。そうしますと、実際問題として、重要な訓練にも差し支えが出来るし、船を回すといいますか、なかなか運用が大変なんですね。

私は、そういう現場の実態を踏まえて、今後こういう任務がだんだんふえてくるようなことになりますと、そういうのも勘案して装備を持つといいますか、部隊編成、そういったものも考えていいんじゃないいか。そうしないと、残された部隊が非常に、支障はないとはもちろん言うんですけど、実態面では大変な支障が出てくる、こういうふうに思うのですね。

か。
の中今國務大臣
この御旨は非常に重要な觀點
ることも考へた部隊編成、裝備のあり方について
も、次の防衛計画の大綱の検討の中で一つの課題
としてもいいのやないかな、こう思うのです
から質問したわけですけれども、いかがでしよう

でありまして、防衛庁といたしましても、ありますて、検討会を立ち上げまして、今後のあるべき姿、これを研究してまいりたいというふうに思つておりますし、現在の中長期防におきましても、コンパクト化、効率化、機能化という観点で、より柔軟に対応すべく、体制の転換を行つておられます。今後とも、機動的、弾力的な態勢に対応できる力をつけて、我が国の防衛に支障がないよう、また国際的にも国際的安全保障に対応できるよう

○藤島委員 私の指摘の点について配慮をしていただくということなので、ぜひお願ひしたいと思います。

最後に、一問だけ。
現在ゴラン高原に行っておるわけですけれども、これは最初のとき私もかなり関与したわけであります。

すけれども、カナダ軍の一部を割いてもらつてそ

こに入っているのですが、そのカナダ軍が一緒にキャンプの共同パトロール計画をつくりましょう」というのに対して、カナダ軍と一緒に警備する」とはできませんと。カナダ軍の方が、我々は同じキャンプにいるのですよというのに対し、自衛隊はカナダ兵を守ることができないと。あとは説明がつかない、こういう状態になつてゐるのであります。

田が「かたし」といふ熱い言葉で、それが何を意味するかは、まだわからぬけれども、今回、武器使用の範囲を管理下といふことで広げたりするわけですけれども、この現実的な、具体的なこのケースについてははどういうふうになるのでしょうか。今までどおりなんでしょうか、多少は融通がきいた行動がとれるようになるのでしょうか。

範囲内で、カナダとの共同使用地区におきましては、我が国部隊が使用する施設の管理を確實に実施する、また要員の安全を確保するという観点で、現行法で警備を行つておりますが、今後は、その宿営地警備を実施している自衛官とともに現場に所在するカナダ部隊、要員等、他国の要員が

○藤島委員 一緒に警備をすることができる、
不測の攻撃を受けて自衛官とともに共通の危険に
さらされた状況におきましては、防衛の対象に自
衛官がすることとなり得るというふうに考えてお
ります。

○中谷國務大臣 お話ししたとおり、その自衛官と一緒にいるカナダの隊員が非常に危険な場合に、我が国の指示に従うというふうな状況になつた場合には、カナダの要員の防衛もできるということです。

○**藤島委員** 今までよりは若干行動がとれるかといふぐらいかもわかりません、半歩前進ということもわかりませんけれども。
質問を終わります。

○**玉置委員長** 赤嶺政賢君。

○**赤嶺委員** 日本共産党の赤嶺政賢です。

P K F の凍結解除と五原則のかかわりについて

第一類第十一号
安全保障委員会議録第五回

す。事務総長が安保理に出した書簡の中身です。こう言っています。

一九九三年六月七日、午前四時十五分、ブリアビヒア州の西部に位置するブンタベンで、約百七十人の武装した兵士がパキスタン部隊の小隊を襲撃しました。襲撃した兵士たちは牛の群れに身を隠し、パキスタンキャンプの約二十から二十五メートル以内のところにまで近づいた。彼らは小型武器、迫撃砲、ロケット砲を使用し、波状攻撃をかけてきました。パキスタン大隊の部隊は、最初、襲撃者に対し前進しないよう警告し、それから小型武器を使用して応戦した。襲撃者たちは約二時間後に、二人の死体を残して退却した。

これは、パキスタンのPKFが襲われたときの事件ですね。こういうたぐいの書簡がたくさん続くんですが、次に、一九九三年四月二十六日付の書簡については次のように述べています。

一九九三年四月二日の夕刻、コンボンスプレーのブンブレックにあるUNTACの駐屯地で、現地のNADK、これはいわゆるポル・ポト派です。NADKの司令官が兵士二人を同伴して、そこに駐屯していたブルガリア大隊の要員十一人と夕食をともにした。ブルガリア兵と現地のNADKの、ポル・ポト派の兵士との関係は、それまで良好だった、こう言っているわけです。

夕食後、NADKの司令官は立ち去り、午後十一時五分ごろ、十人から十五人の武装した兵士とともに戻ってきた。そして、NADKの兵士たち非武装のブルガリア兵に対し、自動銃と手榴弾で攻撃し、撤退するまでに三人を殺害、その他三人に負傷を負わせた。その夜遅くから翌日の明け方にかけて、ブルガリアのキャンプは再びNADKによる迫撃砲と小型武器の攻撃にさらされた。

こういう攻撃が、文字どおり日常茶飯事という事態になって起っているわけですね。

一般的なPKOがどうであったかということよりも、やはり日本の憲法との関係で、こういう国連PKFが本当に世界各国に展開したときに、現

在国連PKFはどういう状態にあるのかということを知らせるのは非常に大事だと思うんですよ。

だから、PKFに参加するということとは、こういう危険な事態にまさに遭遇することになります。そのときも、そういう事態になつても、政府はカンボジアでは停戦合意は守られていたということを一生懸命言つて、立場を変えなかつたわけですね。

ですから、私、今回、自衛隊がこうした危険な事態に直面するという可能性は極めて高いと思うんですよ。これはもう委員会でもいろいろ論議されています。こういう危険を伴う活動だということの事実について、本当に国民によく説明されている、このように長官はお考えですか。

○中谷國務大臣 今、UNTACの例を挙げられましたが、その報告に書かれているということは、事実だというふうに思いますが、このUNTACの国連代表は明石さんがお務めされましたし、また、ユーゴのミッションも明石さんが取り組まれたわけでございまして、このPKOの活動等に対する危険の可能性というものは、私も否定をいたしません。

しかし、カンボジアで行いました自衛隊の活動につきましては、タケオで実施をしたわけであります。PKOがこうした危険な任務を含む活動だけでも、今回の改正で、PKFの凍結解除を行ったときにあわせて、武器使用権限の拡大が盛り込まれました。これはやはり先ほど長官も認められたように、PKFがこうした危険な任務を含む活動だから武器使用権限の拡大も盛り込まれたというふうに認識しておりますが、いかがですか。

○中谷國務大臣 そのとおりでございます。

また、これから派遣をしようとするティモールにつきましても、本当に大丈夫なのかどうか、現在も防衛庁の調査をいたしておりますけれども、こういった調査に基づいて、現行法律に基づいて実施をすることが可能であるかどうか、これを検証し、確認した上で派遣をいたしたいと思っておりますので、それぞれのPKOの条件、また実情に合わせて派遣活動を行ってまいりたいというふうに思っております。

私は、七年前の安全保障委員会で、中谷長官が当

うに思っております。そのような危険が内在するということにつきましては、否定はいたしません。

○赤嶺委員 不測の事態が考えられる、そして危険な事態に遭遇する、これが国連PKFの実態なんですね。

ところが、皆さんのが国民の理解を得たと言つては、PKOというものは戦わない部隊だということがあります。PKOは、ノーベル賞を受賞しただとか、あるいはPKOの活動で、殊さに危険なイメージを与えないようにしているということだろうと思うんですよ。だから、国連PKFが国民に本当に具体的な中身について認識されているかどうかということは、やはり皆さんのお姿勢からしても極めて疑問であります。

そういう中で、本当に短時間に、そして憲法とのかかわりでも重大な中身を持つこれらの法案が強行されようとしている、こういうことは極めて問題だと私は考えるを得ません。

二十四条の武器使用の改定の問題に移りますけれども、今回の改正で、PKFの凍結解除を行ったときにあわせて、武器使用権限の拡大が盛り込まれました。これはやはり先ほど長官も認められたように、PKFがこうした危険な任務を含む活動だから武器使用権限の拡大も盛り込まれたというふうに認識しておりますが、いかがですか。

○中谷國務大臣 そのとおりでございます。派遣する以上は隊員の安全確保をし、また、与えられた任務を整々と実行できるようにするために、安全管理上、武器の使用を付与して派遣をするわけでございます。

また、これから派遣をしようとするティモールにつきましても、本当に大丈夫なのかどうか、現在も防衛庁の調査をいたしておりますけれども、こういった調査に基づいて、現行法律に基づいて実施をすることが可能であるかどうか、これを検証し、確認した上で派遣をいたしたいと思っておりますので、それぞれのPKOの条件、また実情に合わせて派遣活動を行ってまいりたいというふうに思っております。

私は、七年前の安全保障委員会で、中谷長官が当

PKFの凍結解除となれば、今の武器使用では限界を超えるような非常に危険なところや危険な任務が付与されるということですから、PKF凍結解除と一心同体のものだ、こう言つてゐるわけですね。

ですから、国民に理解をされてPKFの凍結解除ということではなくて、実態が非常に危険過ぎるから、それでPKF凍結解除のときには武器使用の原則まで拡大しようということになつてゐるんだろうと思うんですね。

武器使用原則の拡大の具体的な話について聞きますが、防衛対象について、管理のもとに入る者、この範囲についてなんですか。PKOに従事するという要員、部隊が対象になるんですか。具体的に明らかにしてください。

○中谷國務大臣 この「自己」の管理の下に入つた者」というのは、不測の攻撃を受けて、自衛官と共に危険にさらされたときに、その現場において安全確保について自衛官の指示に従うことが期待される者ということで、具体的には、宿营地に所在する他のPKO要員、国連職員、国際機関の職員、専門家、NGOの職員、通訳、その他の業務の補助者、視察者、招待者、報道関係者、また、人員輸送を行う場合の輸送の対象となる他のPKO要員、国連職員、国際機関の職員、専門家、NGOの職員、また、自衛官が車両に同乗させておられる他のPKO要員、国連職員、国際機関の職員、専門家、NGO職員、視察者、報道関係者、もしくは自衛官が職務に伴い同行する通訳、道案内、視察者などございます。

○赤嶺委員 そうすると、例えば自衛隊が今回PKFを送ります。日本の自衛隊の宿营地と同じ場所に他国の医療部隊、これは武装していない部隊、あるいは武器を所持していない施設部隊が駐留している場合、こういう部隊は、いわば武装していないわけですから、管理のもとにあるということになり、守ることができるのでしょうか。

○中谷國務大臣 その際に、その現場にいる自衛官が危険にさらされているかどうかということも

関連いたしますけれども、同じように危険にさらされていたとする場合で、その人たちが安全確保のために自衛官の指示に従うことを期待するというか、そういうことを希望して自衛官の指示に従う場合においては防衛をすることができるということです。

○赤嶺委員 私は、自衛隊と同じ宿营地に、武装していない外国の施設部隊や外国の医療部隊がいるときに、身の危険を感じたら、武装した自衛隊に守ってほしいという期待を持つのは、もう事の成り行き上、当然だと思うんですね。それはいわば外国の部隊を警護する警護活動じゃないかと思います。

つまり、「管理の下」という概念は、今まで皆さんは警護任務とは違うということを繰り返してきましたわけですね。しかし、こういうPKFが、管理のもとに入った者は守るんだ、そして武装しているけれども、それは一体どこにあるんでしょうか。警護活動でないという保証ですね。

○中谷国務大臣 これは、人間としての自然の感情というか、自然の行いでありまして、自己保存のための自然権的権利というのは、あくまでも自分分、そして同じ日本の仲間、これを守るという範囲の現場にそういう人たちがいて、自分たちだけ守って本当に人間として許されるかといいますと、やはり当然、すぐ隣にいる人たちは同じように守っていかなければならない。それが人間であり、仲間であるというふうなことに基づいておりまして、そのような観点で、自己保存のための自然権的権利の武器使用ということで今回改正をされるわけでございます。

○赤嶺委員 これは、人間として、個々人として危険に直面した人を守る話じゃないんです。やはり武装していない外国の部隊を、結局「管理の下」

に入れるという認識のもとに警護活動をするということにつながっていくんです。人間としてどうするために、皆さんは情報収集と称して実際に自衛隊に警護活動の任務を与えました。そのときに、当時の中山外務大臣も事实上の警護であるということを認めました。

今回の場合も、一たん現地に、しかも「管理の下」という権限が与えられたわけですから、「管理の下に入った者」というのが与えられたら、やはり宿营地にいる武装してない人は、外国の部隊であれども、自衛隊が警護するという結果につながっていくわけですよ。そういう任務を担わざるを得ないという状況になる、そう思いましたか、現地では。

○中谷国務大臣 キーワードというのは、まさしく自衛官の指示に従うことが期待される者であるかどうかということをございまして、部隊でそこにはいるときは、部隊として、外国の指揮官なりがいればその人に従うわけであって、その指揮官が日本の方に従おうとしないのなら、それは当然守る対象ではありませんけれども、その指揮官が統制をとっていないときには、個人個人で指示に従つてくれれば守りますし、全員が指示に従うというのでありますから、その防御の対象になるのではないかというふうに思っております。

とにかく、そういう観点で、ただ単にそれを放置して、本当に人間として、自分の良心に照らして見過ごすことができるかどうか、それを見過ごして、見て見ぬふりができるかどうかという観点で、現場に行かれる者、現場の指揮官として、やはりそういうことにおいては法律的に可能としておくべきではないかという観点でぜひお考えをいただきたいというふうに思います。

○赤嶺委員 大変説明がつかないです。最後は人間としてというぐあいに言いますけれども、人

間としてごくごく自然に考えるなら、自衛隊がPKFとして武装して行った、そして管理のもとにいる者は守つてあげますという任務も付与されます。

そこで、もう一つ、九十五条についても聞きたいのです。

九十五条は、おとといのこの委員会で我が党の児玉議員が質問の中で、九十五条の武器使用は自然権的権利とは違う、このように述べました。

してそれは、平成十三年の十月十五日のテロ法審議のときに、津野法制局長官は、PKO法に基づく我が国の自衛官の武器使用、自己保存のための自然権的権利として、自己の生命、身体を防護するために必要やむを得ない場合に限られている、これは憲法九条が禁止する武力行使に至ることを避けるためにほかないというのを明確に述べています。皆さんは、この児玉議員の質問に対して、確かに今回の九十五条は自然権的権利とは違っていることをお認めになりました。

私はここで、津野法制局長官のそういう答弁からすると、自然権的権利とは違う、武器等の防護のための武器使用は認められないのじゃないかとう議論をするつもりではないのです。やはりそれが皆さんがやらないと言っていた警護活動になるのではないかということを強く指摘したいわけですね。

ですから、これは憲法の平和原則についてもそうですが、これまであなた方が、憲法違反の武力行使にならないための担保だ、こう説明してきました。要員の生命、身体の防護に限定する、非常に限定的だったわけです。この武器使用原則にも真っ向から反するものと言わざるを得ません。

PKO法の審議のときには、武器使用基準について、国連と了解しているということをきりに説明しました。ところが、あれから時間がたてば、今度は、国際社会の基準あるいはPKFの実

態に照らして、あるいはPKFの実態はもともとが危険なものだからここまでのものを入れない人間として許されないんじやないか、まさに憲法の原則をこんな形で、ゴムひもみたいに緩めしていく、これは憲法の平和原則をないがしろにしているというようなものにはならないと思いま

間としてまた当然のことではあるというふうに思っております。

続きまして、隊法九十五条のケースであります。が、これは、現在の日本の平時、平和な時代においても認められていることでありまして、武力行使ではありません。また、海外においても、派遣された国においては、当然PKOに参加する上においては認められる当然の権利でございまして、我が國で武力行使でないというようなことでございますので、海外においても武力行使に当らないという観点で、今回の自然権的権利と同じ、参加五原則で言う武器の使用と同じ目的の範囲内であるというふうに考えております。

○赤嶺委員　さつきの警護活動について言えば、武装している自衛隊が、武装していない部隊があつたときに、武装していない部隊は恐らくそのときには自衛隊が守ってくれるであろうという期待をするのは人間として当然の考え方ですね。そういう点からいえば、皆さんのがやらないと言つてきた警護活動、こういう警護活動が既に期待されるものになつてゐる。

今のような言い方であれば、これまでの原則はともかく、人間として当然であれば、こういう警護活動もやつていらんなどということにつながる。つまり、ゴムひもがどこまでも長くなるような解釈であつて、非常に厳密な法律的な解釈とはとても言えるようなものじゃない、非常に粗末過ぎるというふうに思います。

それで、私が今九十五条について聞いたのは、武力行使に当たるかどうかの話ぢやないのです、長官。つまり、PKFというようなものの武器使用の原則というのは二十四条だと言い続けてきました。これが今九十五条について聞いたのは、自然権的権利に限るということを言いました。ところが、今度は、九十五条という新しい考え方を持ち込んでいるわけです。これでいいのですかということを聞いています。

○中谷国務大臣　この九十五条を適用するかどうかについては、当初に、これが武力行使につながります。

るからできないということは一言も言つております。PKOを開始する段階に当たって、最初のことですから、これを適用するとかえて混乱が生じるのではないかという観点で盛り込まれなかつたわけでございます。いろいろとPKO活動を中心でござります。いろいろとPKO活動を重ねていく上においても、これを盛り込んで混乱は生じないし、かえってこれがいい方が、不測の事態等に際して隊員の安全が図られるかどうか非常に心配な面もありますし、これを持ち込んだとしても武力行使につながることではないという状況判断のもとに今回持ち込んだわけでございまして、お話しのように自然権的権利とは違う概念であります。

○赤嶺委員　さつきの警護活動をすることにはならないという範囲で、目的は一緒のものでございません。PKO活動を決して外さずして、この九十五条を入れた反省等を生かしまして、PKO活動を常に心配な面もありますし、まだ、PKO活動をしてお話しのように自然権的権利とは違う概念であります。PKO活動を決して外さずして、この九十五条の適用除外をするのが適切であるという判断に基づいて、今回改正をします。

○赤嶺委員　長官、これもごまかしですね、本当にPKOというものは危険なところに行くものであり、当然人間としては警護活動につながるような武器使用も認められるものであり、そして今度の場合には、九十五条についても、武力行使につながらないということを一生懸命言つておりますけれども、私は武力行使につながるかどうかを聞いてい

るのではない。

皆さん、憲法を守るというあかしとして、武器使用は、自己の生命、身体を防護するために必要やむを得ない場合に限られている。なぜそれを行つたか。これは、憲法九条が禁止する武力行使に至ることを避けるためにはかならないと。限つていたんですよ。なぜか。それは憲法九条の禁止する行為を踏み外さないためにと、極めて限定期に言つてきたわけですよ。

それを、九十五条をこんなふうに入れ込んでくる。こういふのは、皆さんが言つてきたことと極めて矛盾する、いわば、憲法を守る、こういう限られたものさえ守らうとしている、こういう姿勢がはつきりあらわれているじゃないですか。いかがですか。

○中谷国務大臣　この九十五条というのは、行つたら当然最初から入れておかなければならぬことです。

とでございましたが、しかし、最初のことでもありますし、国民の皆さんのがやった御心配がありますので、実施する面においては、非常に安全に留意をして、隊員の任務が達成する場所にお

出しております。では、これはaタイプに広げたことになるじゃありませんか。いかがですか。

○中谷国務大臣　全然なりません。つまり、bタ

イプにおいては現在も認めておりません。

そして、この自衛隊法九十五条の武器使用における程度のもので運用をいたしますし、国連のROEがございますけれども、このbタイプの武器使用は、含まれている場合もございますが、これは国連安保理決議において与えられた任務の遂行に際して、実力をもつて妨げる企てに抵抗するための武器使用であり、自衛隊法九十五条による武器等防護のための武器使用とはその性格、目的が全く異なるものでございまして、武器防護のための武器使用が事実上のbタイプの武器使用に該当するという御指摘は当たらないわけでございま

す。

○赤嶺委員　長官、これもごまかしですね、本当にPKO法の二十二条です。

例えば、皆さん武器使用のときに當時どんな説明をしていたか。国連PKOは武器使用についてaタイプがあります、bタイプがあります、こう

言つていましたよね、日本政府は一生懸命言つてました。それで、aタイプというのは、要員の生

命、身体を脅かす場合、これはPKO法の二十二

条です。それで、aタイプとbタイプの違いを

例えれば、皆さんは武器使用のときに當時どんな説明をしていたか。国連PKOは武器使用についてaタイプがあります、bタイプがあります、こう

言つていましたよね、日本政府は一生懸命言つて

いた。それで、aタイプというのは、要員の生

命、身体を脅かす場合、これはPKO法の二十二

条です。それで、aタイプとbタイプの違いを

憲法違反ではないんだと言つてきただことをみずからが覆しているようなものじゃありませんか。いかがですか。

○中谷國務大臣 とんでもございません。例え

ば、そういう武器等を奪取された場合に何が起るかというと、そいつた犯人がその武器を得る

わけでありまして、当然そこにいる部隊等の危険はさらに増すということで、それは看過できるものでもございませんし、本来あるべき武器防護の

武器使用、こういうことは b タイプの武器使

用、a タイプというと任務達成のための武器使

用でありますので、違う概念であるという点で、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

○赤嶺委員 こういうのをつまらない神学論争と

いうんですよ。私たちは憲法の立場から、あなた

方がごまかし続けてPKFを世界

各地に送つて、そして危険に直面した、この危険に直面した今、そういう憲法の解釈をゴムひもを伸ばすように緩めて緩めてやつしていくようなやり方というのは、本当に許されない議論だと思いま

すよ。

PKO 法制定の議論のときに、先ほどから繰り返して言つていますよう、a タイプ、b タイプ

ということを言い続けて、a タイプだから憲法違反ではないといいながら、今回 a タイプではない

概念を法律に持ち込んで、それでも a タイプではないけれども b タイプでもありませんといつ

うな、まさにこれは本当に珍問答じやないです。

かないんだから。それを違つ違つと言つてみたって、それは道理の通るような話ではないんで

すよね。

やはり政府は、海部首相は九〇年にこう言つて

います。PKO の中でも平和維持軍というのになら、武力行使の可能性とか、武力を持つてい

くことが前提になるものは、法律上認めてはいけない。さらに、当時の中山外務大臣は、平和維持

軍は武器を相当量維持した軍事力を持つていかないとい、その機能を發揮することができないので参

加は難しい、こういうことを言い続けてまいりました。そして、武器使用の問題というのは、いわば、当時は譲ることのできない原則だということまで言つていました。そういう譲ることのできない原則を崩しておいていて、そしてPKFに参加することは許されないと思います。やはり、憲法

違反のPKFは撤回すべきだ。

同時に、きょうのこの短い質疑応答のやりとりの中でもこれだけの疑問と疑惑が出てきたわけ

ですから、今までの憲法論議と、検証していけばい

くほど、日本の二十一世紀の方向としては進んで

いてはいけない道というのがあると思います。

慎重な審議を求めて、私の質問を終わります。

○玉置委員長 今川正美君。

○今川委員 社会民主党・市民連合の今川正美で

す。

きょうは、前回に引き続き内閣提出の法案に質

問をいたしたいと思うのですが、その前に、与えられた時間に限りがありますので、まず、東洋三議員外提出された法案につきまして、二点ほどお尋ねをしたいと思います。

まず、国際紛争の解決の方法と憲法九条とのかかわりにおいてであります、まず前置きとし

て、我が社民党は以前から、非軍事、文民、民生

というものを基本にしながら物を考えており

ますけれども、お尋ねするのは、法案の中身とい

りますよりも、法案のバックボーンというものに

関してお尋ねをしたいと思います。

一点目は、自由党は、今月の初めでしたか、新

聞で小沢党首がロングインタビューに答えておられましたけれども、要約をしますと、武力行使は

我が国が直接もしくは間接的に攻撃を受けたとき

に限定する、いわゆる自衛権は自衛権である、

いま一つは、国連決議など、国際平和活動に從事する、その中の武力行使というのは日本国憲法

の第九条の制約を外れるというか、その範囲外であるという認識というふうに受け取つていいのですか。

〔委員長退席、渡辺(周)委員長代理着席〕

○東(祥)議員 今川委員が要約してくださいたとおりだろうと思うのですが、もうちょっとと言及させていただければ、今のポイントは何かといえ

ば、いわゆる憲法九条が規定しているものと、そ

して国連を中心とした集団安全保障体制の違い、別の言葉で言えば、憲法九条の規定によって、い

ます。幾つかの角度から論じなくてはいけない

のですが、例えば集団的自衛権と集団安全保障体

制の違い、二つ目は、いわゆる国連の加盟国としての義務、責任、あるいはまた憲法九条が規定して

いる平和主義、という平和の中身、こういう角度から論じなくてはいけないのですが、それを論じ

ることになってしまいますから、第一点目の、いわゆる自衛権と集団安全保障体制の違いという

角度から説明したいと思うのです。

日本の場合、いわゆる憲法九条というのは何な

のかといえば、これは自衛権以外の何物でもなく

加盟国に同じ意味での攻撃が与えられたというふうにとらえる、そういうシステムなんですね。

たがつて、他の国連加盟国すべてが、約束を破った国あるいはまた国家グループに対して制裁措

をとる。つまり、自衛権の概念と集団安全保障措

置の概念は全く別物なんですね。

ところが、日本政府は今日までの間、憲法九条

の延長線上で、そこで禁止されている武力の行

使、それを集団安全保障措置の中で盛られている

武力の行使と同一視で見てきたわけです。それは

憲法といわゆる国際文書、すなわちここでは国連

憲章ですけれども、そことのかかわり合いの方を全

く論じてこなかつた。そこに最大のポイントがあ

る。

したがつて、私たちは、もう既に数年前からこ

のことについての議論を積み重ねてきて、自衛連立合意のときにもこの点について提案させていた

だき、要するに、政治家としてどのような、こう

いう姿勢に立つた判断をとるかとれないか、この

問題にひとえにかかっているわけです。

そういう意味におきまして、私たちは、明確に、自衛権の延長線上でこの集団安全保障措置をとらえるものではなくて、全く別の概念である、このようにとらえているがゆえに、今、今川先生がおっしゃった結論に至っているわけあります。

以上です。

○今川委員 本当は二項目と思いましたが、二項目めはもうついでにお答えになつたので、本当は時間があれば、ぜひ少し御議論をしたいと思ったのですが、一項目で御勘弁ください。

では、内閣提出の法案の方に戻りますけれども、前回、福田官房長官に、いわゆる国連のPKOの統制とか指揮、指図ということに関して、最後の方に御質問いたしましたして、後から仮起こしを読んでみたのですけれども、非常にわかりづらい。

これは中谷長官に同じことを確認の意味でお尋ねするのですが、要するに、国連側の指揮とかいった場合でも、その権限はオペレーションの面に限られている、いわゆる懲戒権まで含んでいるわけでもない。これは、例えば身分上の権限や地位・昇進・給与等の面での権限はあくまでも我が国政府に属するというふうな福田長官の御答弁でした。

もう一度繰り返しておきますと、この間指し示した国連文書、SOPであるとかモデル協定案、こういう文書には、要約をしますと、国連が任務の遂行に当たって、国連外のいかなる当局からも指示を求め、または受けではなく、また参加国政府もそのような指示を与えてはならないという基本原則を掲げているわけですね。

これは指図か指揮かという言葉の区分けの問題ではなくて、要するに、日本が、つまり自衛隊がPKOに参加をするに当たって、憲法上の幾つかの課題をクリアしておかないとまずいということから、一つは、前回も申し上げましたが、武力行使ということに至つてはまずいので武器の使用という区分けをしたわけですね。

もう一点、二点目です、今お聞きしたいのは、いわゆる非常に危険な状態に陥つたときには、日本政府の主体的な独自な判断で業務を中断し撤収することとするということで、つまり、武力行使に至ることはないという一つの担保としてこの二つの原則を入れ込まれたんではないのかということをお聞きしました。

そういった意味で、やはり停戦合意が崩れた場合の独自の撤収というのは、前回も申し上げましたように、この法の建前からしても、またはその現場の実態からするとなおさらのこと、日本だけがということにはならない、非常に困難ではないかということをお聞きしたんです。この点、中谷長官、いかがですか。

○中谷國務大臣 我が国だけが撤収をするということは非常にあるべきではないと思いますし、またそんなことがめったに起こってはいけないといふうに思います、基本的に、そもそも行っているPKOの活動自体が、中立である原則、また、同意、停戦の合意が守られているという原則、また武器使用の抑制がされているというもとにそもそもPKO自体があるわけでありまして、我が国の参加の条件とPKOの存続の条件がそんなに大きく違つてはいることはないのではないかと、いうふうに思いますが、しかし基本的に違うケンスも無論あるわけです。

そういう場合はどういう場合かというと、さっ

き述べられた国連の基本原則というものは本分の原則であります、現実に各地で行われているPKOについては、その原則をもとに、その地域地

域でルールを決めて、武器の使用においてもその

司令官のもとに行われているわけであります、

そこに参加する場合には、持ち出しといふか、自

国の指揮また自国の条件等において、その司令官、司令部と協議をして、こういう条件において

我が国は参加するという一種の協定を結んだ上で

実施しますので、この中断や撤収をする場合にお

いては、こういう協定のもとに実施をするという

ことで十分国連側も理解してくれると思います

し、そういうときにおきましては、きちんと話しをして撤収するということも十分あり得るのであります。

○今川委員 次に移りますが、いわゆる武器の使用基準の緩和、拡大の問題です。これもそれぞの委員から質問がありました。いわゆる自己の管理のもとににおけるという概念の問題です。

これは新聞報道等からもしますと、PKO活動はテロ特措法よりも活動内容が広く、防護対象が異なる、それはそうですね。テロ対策特措法の場合にはいわば戦時下における自衛隊の出動ですか

ら、そうしたもとにおけるこの「自己の管理の下」

といった場合、言葉は同じですけれども、PKO

の場合には戦時下に行くわけではありません、基

本的には紛争が終息した段階に入つていくわけです

ので、事態そのものが違いますから、そうした場

合に、この特措法より幅広く、対象が異なるとい

うふうに政府は説明をしているんですけども、

このテロ特措法とPKOの場合とのようにその範囲が違うのか、これは福田官房長官、御説明を

お願いします。

○福田國務大臣 今般の改正において、不測の攻撃を受けて自衛官などと共通の危険にさらされた

ときには、その現場において、生命、身体の安全確

保について当該自衛官等の指示に従つことが期待

される者を「その職務を行うに伴い自己の管理の

原則であります、現実に各地で行われているPKOについては、その原則をもとに、その地域地

域でルールを決めて、武器の使用においてもその

司令官のもとに行われているわけであります、

そこに参加する場合には、持ち出しといふか、自

国の指揮また自国の条件等において、その司令官、司令部と協議をして、こういう条件において

我が国は参加するという一種の協定を結んだ上で

実施しますので、この中断や撤収をする場合にお

いては、こういう協定のもとに実施をするという

ことで十分国連側も理解してくれると思います

よね。具体的に想定される防衛対象の範囲に相違は当然あるわけございまして、この規定の表現はもとより、その意味、内容も、テロ対策特措法におけるものと考え方と同じであるということであります。

○今川委員 後の質問項目がありますのでちょっと深追いは避けたいんですが、今の福田長官がおっしゃった点は、新聞報道で、政府側が今月の十四日、与党に対して説明なさっているんです。活動内容が広く、防護対象も異なるという説明をしたというふうに報道がされています。報道が間違つていればどうしようもありませんけれども。

さて引き続き、要するに要人警護という問題ですね。これも報道では、ちょっと引用しますが、与党の中の公明党は非常に慎重だった、ところが与党の安保プロジェクトチームのメンバーが、要人警護じゃなくて要人防護と言えばいいとかいう発言があったとか、それから、自民党や保守党には、他国の要員などの防護対象拡大や警護任務を改正案に明記すべきだとの意見が強かった、こうありますけれども、実は、今回は警護任務をきちっと付与するというふうにはなりませんでした

ね。

その意味合いをちょっとお尋ねしたいんですね。けれども、今回の一部法改正で、実質的には、例えば総理大臣が現地視察をしていてそこで非常に危険な状況に陥つた場合に、当然救援しますよね、守ります。そういうふうに具体的な解釈で警護任務ができるようになりますということ、あえて明記をしなかつた救うことができなかつた、あるいはけがを負わせたとかいつた場合に、その現場にいる自衛官の責任が問われかねないという問題があるから、かえって任務を明確に付与するとまずいと

いう判断があつたのかなとも思うんですけれども、そのことも含めまして、福田長官、いかがで

しょうか。

これは、国際平和協力法が想定している自衛官

等の活動の態様や場所などが、テロ対策特措法が想定しているものとは異なる、当然でござります

○福田国務大臣 今回の法改正は、国際平和協力

業務に従事する自衛官に対し、要人警護といつた、専ら自己以外の者の安全の確保 자체を内容とする新たな任務を加えるというものはございません。当該要人の警護などによる安全確保についての責任は、これまでと同様に、一義的には派遣せん。先国などがあるものである、こういうふうに考えております。

今回の武器使用規定の改正が、要人警護を任務として付与するとこれを警護できなかつたときに自衛隊員が処分を受けることとなるため、これを避けることを目的としているといったただいまの委員の御発言は、これは当たらないというふうに考えておるところです。

○今川委員　だけれども、前半おっしゃいましたね、基本的には派遣先国の責任である、それは理解します、理解するけれども、しかし、一つの例として、自衛官がある国のPKOに派遣され行っている、そこにたまたま首相とは限らないんですけど、我が国の政府を代表する要人がそこに视察なりに行つたときに、今おっしゃったように派遣先国の責任もあるでしようけれど

○中谷国務大臣 その際におきましては、自衛隊の視察または宿营地を訪れる人につきまして、その人が自衛官と同行した場合に、我が国の自衛官と、当然その人は我が國の人なんですけれども、同様の危険にさらされた場合に、当然その人は我が自衛隊員の指示に従うということを期待しておきますので、その者の防衛はできるというふうに私は思っております。

○今川委員 いま一度、中谷長官、福田官房長官どちらでもいいのですが、仮に小泉総理大臣がそこに現地視察に行かれた、そうした場合に、今中谷長官の御説明もありましたが、そこにはいる自衛官の管理下にある者ということで防護する、こういうふうになるのですか。管理下にあるわけで

すか、総理大臣が。

○中谷国務大臣 言葉はそうでありますけれども、自衛官の、安全面においては指示に従つていただいて、安全を守らせていただくわけですから、指示に従つことが期待される者という概念で、安全を図るということでござります。

○今川委員 この点も非常にあいまいだと思うのですね。これはいま一点、すぐ隣り合わせ、ある

いは比較的近いところで同じような業務、活動をしており、外國の部隊の救援ということもこの法改正で可能ですね。

○中谷国務大臣 その状況がどういう状況かわかりませんけれども、基本原則といたしましては、当該部隊が自衛官と同じ現場に所在をしているか

どうか、また、不測の攻撃を受けて自衛官と共通の危険にさらされている状況かどうかということと、その自衛官の指示に従うことが期待される者であるかどうかという観点で、現地の指揮官が防衛の対象となり得るかどうかを判断して行動をするわけでございます。

○今川委員 いま一つ、いわゆる自衛隊法の五条の適用の問題です。

これによりますと、武器等の防護ができるということになりますと、例えは二年前に成立しましたいわゆる周辺事態法であるとか、あるいは先般成立したテロ対策特別法、このいずれの場合もいわゆる有事、戦時のものでの武器等の防護ですよ。自衛隊法の九十五条を適用するといった場合に、これはPKOにかかる武器等の防護ですか

ら、一部報道等によると、周辺事態法とかテロ特措法との整合性もこれあって、自衛隊法九十五条を適用するというふうにした方がいいという考え方もあるようですが、その問題はいかがでしよう。

場合は常識行動でございまして、本来はPKO部

隊、PKO法が成立した当初からこういった常識的なことは付与するのが普通であります。しかし、初めての経験ということで、慎重に処すべきという観点で、これまで九年間PKO活動を実施したわけでありますが、そのことを付加しても混乱を招くようなことがないのではないか、また、かえってそれがない方が部隊の安全面

において支障が出るのではないかとという観点で、この九年間の実績を見まして今回付与するわけであります。これをもって特別に新たに武器使用を追加するという観点ではなくて、本来あるべきことを今回実施したという概念で改正をするわけでござります。

○今川委員 今お聞きしてみて、このPKO協力法の一部改正というPKO協力法の性格、目的、それから周辺事態法における性格とか目的、それからテロ対策特別措置法の性格とか目的、それぞれ違はずですね。

そういう意味で、今、自衛隊法九十五条とかかわり合いでいきますと、まさにその違いをきちっと区別をせずに、ある意味でなし崩し的に、

当初は、危険かもしれないとか混乱が起るかも
しない、しかし、九年間の実績があるからとい
う理由でもってやってしまうというのはやはり非
常に問題だと思います。

後の質問のことがありますので、次に移りたい
と思います。次は、PKOそのものとそれからP
KO五原則について伺いたいと思います。

まず最初に、先ほど中谷防衛廳長官がこの九年間の実績とおっしゃいましたけれども、PKOに自衛隊が参加してからこの九年間の、いわゆるカンボジアから現在のゴラン高原に至るまで、それの中間報告なり最終報告なりは当然上がっています。しかし、それが国会の中で、成績とか教訓とか反省点とかいうことがこういう場所できちっとその都度、その都度検証され、議論されていった形跡はあるのですか、そこをお聞かせください。

○中谷國務大臣 これまでの活動につきまして

は、その都度に報告を作成して、内閣総理大臣が国会に報告をしてきたところでございまして、このような報告をその後我が国の活動にいかに生かしていくかということにつきましては、国会の御意向も踏まえて、当然のことながら適切に対処してまいるべきものだと考えておりますが、今後とも国会の場において国際平和協力のあり方に対す

る議論が活発に行われることが望ましいわけございまして、大いに国会で御議論をして改善をいただきたいというふうに思っております。

○今川委員 私がお聞きしたいのは、これから議論をしていただきたいとおっしゃるのだけれども、ここ九年間あるわけですね。だから、この

九年間に、カンボジアに行つた、そして帰ってきてから、こういう成果もあつたし反省点もあつたとか、そういう議論を、これからしようとじやなくて、これまでに国会の中できちんとされたのかということだけをお聞きしているのです。

○中谷國務大臣 それはまさしく国会の委員会で実施をすべきことでございまして、その責任とか評価につきましては、国会みずからが有している

のではないかというふうに思っております。
○今川委員 答弁になつていないです。モザン
ビークの場合とかあるいはルワーヌダの場合だと
か、個別具体的に検証して、それでよかつたのか
とか、あるいは足らないものがあつたのぢゃない
かとか、いろいろなものを個別に検証するとい
う、ただ報告するだけじゃダメだと思ひます。

さて次に、これは田中外務大臣にお聞きしたいと思うのですが、特に九〇年代に入ってからPKOが非常に活発化していますよね。片一方で、非常に軍事的な側面と同時に、ある国々によっては、非常に非軍事的なところに力を入れる国も出てきております。

ているような紛争当事者の合意、あるいは受け入れ国の側の同意といった場合に、タリバン政権がどうやら崩壊したみたいだ、例えば現時点では、北部同盟では、同意する同意しないという話じゃないだろうと思うのですね。そうしますと、PKO五原則に盛られている紛争当事者の合意であるとか受け入れ国の同意というのは満たされるのでしょうか。

○田中国務大臣 本当にいい質問でございまして、もう委員がおわかりになつておられる状態で、結論を一言で言えば、今これを取つける相手がないということを申し上げざるを得ません。

○今川委員 そうなんですね。

それでは、次にお伺いしますが、いわゆる昨年に出されたプラヒミ報告、プラヒミ・レポート、これは要約的に言いますと、二つの侧面を持つていまして、一つは、これまでの平和維持といふ意味では、反撃力をもつと強く持たなければならぬという提言もあるわけですね。

そうしてきますと、今のPKOを凍結解除するということでも与野党の間で結構な議論になつてゐるわけですが、より軍事化しかねないPKOに仮に参加するとなつた場合には、このPKO五原則が根っこから崩れてしまいやしないかなという懸念がありますけれども、これは外務大臣、いかがですか。

○杉浦副大臣 先生御指摘のプラヒミ報告に、おっしゃられたような新しい要素があるのはそのとおりでございます。ただ、このプラヒミ報告そのものは、国連事務総長の委嘱によりまして、プラヒミさん初め参加者パネルをつくりまして、個人の資格で議論をして報告書にまとめたというものがございます。ですから、その報告書自体が国連事務総長の立場そのものだというわけではないことはもとよりでございます。

ただ、その後、先生御案内とのおり、プラヒミ

報告の実施計画を総長がつくりまして国連に提出しておる、各國がそれに基づいて検討しておるということでございます。我が國もそれを受けていろいろ検討しているわけです。ただ、プラヒミ・レポートに基づく実施計画、総長の示された計画におきましては、その計画自体、従来のPKOの原則を基本的に変更するものではないということが明確に言われておりますので、先生のような御懸念はないんじやないかと思っています。

我が国としては、従来のPKO五原則を中心といたしましたPKOのあり方について、基本的に変更されるのは望ましくない、基本的に維持されべきだという立場で臨んでおる次第でござります。

○今川委員

それは、今おっしゃったとおり、プラヒミ・レポートが出たからそれをそのまま何かに実施していくということじゃないことはそのとおりです。ただ、むしろ私が申し上げたいのは、日本の主張性でもって、各国と連携しながらも、例えばガリラヤ報告の場合にはもとと、平和執行部隊という重武装PKOと言つてもいいような提言もありましたし、そういう意味では、右にぶれた日本がこれに難色を示した。今私はこの論文例えはガリラヤ報告の場合にはもとと、平和執行部隊という重武装PKOと言つてもいいような提言もありましたし、そういう意味では、右にぶれた日本がこれに難色を示したとおり左にぶれたり、PKO自体もするわけですね。だからやはり日本としては、平和国家としてのきちっとした戦略のもとで、これからあるべきPKOの姿はこうではなかろうかということをもっときちんと持つておかなければならぬという意味でちよつと申し上げたんです。

○田中国務大臣 御指摘のような点はちょっとさか当たらないんじゃないかと思うんですが、我が国は従来からPKOにおける文民の重要性を主張しております。御指摘の国連PKO特別委員会においても、PKOにおける文民の活用が我々が国の関心事である、この点についての討議を期待している旨のステートメントを発出いたしておりました。ただ、誤解といいますか、そのような指摘を受けるとすれば、取りまとめに際して、表

すね。その中で、フィンランドあたりが提案したような文民重視型でございますとちょっととまずいというふうな政治的な判断があつて、反対までしなければとも難色を示したんだ、そういう政治的な背景があつたと思います。これはもう質問はよます。

そこで、次に、対人地雷条約、ことし九月十八日にその第三回締約国会議があつていますけれども、この短いレポートを拝見しますと、なるほど日本は財政支援とか犠牲者支援のために相当なお金をやはりつぎ込んでいますよね。非常にそれはすばらしいことだと思うし、これはNGOが物すごく活躍をして、今は亡くなられた小渕総理のころに非常に意欲を持ってこの問題に取り組まれた。ですから、当然我が国政府はもう既にその締結をしているわけですけれども、問題は、一番地雷をたくさん持つて、日本の政府として積極的な働きかけがあったのか、どのように誇張をしめ、いれどもこれは残念ながら署名すらしていませんよね。ここに対し、やはり一番かぎを握っているわけですから、日本の政府として積極的な働きかけがあったのか、どのように誇張をしたのか、あるいはしていいのか、そこをちよつとお聞かせください。

○田中国務大臣

オタワ条約は、御存じでいらっしゃると思うんですけれども、日本はオタワ条約の普遍化を図るということに大変重要性も持つておられますし、それから、対人地雷の禁止を國際社会の原則として確立するために一国でも多くの国に参加をしてほしいということ、この条約の要するに普遍化を図るといいますか、そういうことのために私どもはずつと、日本は努力してきておりますし、人道上の観点から対人地雷に対する条約というものを早く結びたい、どんどん多くの国がやるべきであるということは、バイの、「二国間の関係でも言つておきます。

〔渡辺(周)委員長代理退席 委員長着席〕

○今川委員 實は、今私が申し上げた九一年、つまり一番最初国連平和協力法案が一回廢案になります。我が国がPKOの文民の活用の検討に消極的に現ぶりをPKOの実態に即した表現となるようになつたということではございません。

○今川委員 (渡辺(周)委員長代理退席 委員長着席)

オタワ条約ですけれども、そういうことをもう少し働きかけていくべきだと思いますし、私も着任以来、嫌がられるほどコリン・パウエルに会うとCTBTと言うので、マダムCTBTとか言われていますけれども、この問題も、ディマイニングというの大変重要な問題だと思っておりますので、働きかけていきたく存じます。

○今川委員　ぜひそのような方向で努力していただきたいと思いますし、特にこのアフガニスタンでは、少なくとも一千万個もあるかもしれないと言われる地雷を今からどう取り除いていくか、大変な仕事になると思います。問題は、そういう地雷をつくる国が片一方でありますので、そこをきちんとやはり禁止をしていくということをやらないと、片一方で地雷を除去しながら片一方でどんどんつくっていくんじゃ話にならないと思うんですね。

もう時間がほとんどありません。そこで、決意のほどを伺いたいんですが、例えばP-K-Oといいましても、片一方では非常に軍事的な側面があり、片一方では、しかし先ほど申し上げた北欧諸国などの非軍事的な部門、あるいは専ら文民の数も足らないからそこをどのように確保してどう訓練を施していくかということで努力をしている国もあるわけですね。例えばオーストリアの場合には、文民訓練コースというのを九三年からつくっていますし、それからスウェーデンなんかの場合にも、九五年に国際民主制度・選挙援助研究所などを設立して、いろいろなセミナーとかやっていますが、このレポートを見てみると、日本政府は、当時、いわゆる招請状が来なかつた、だから行かなかつたとか、非常に消極的なんですね。

もっとそういう、何かといえばPKFの凍結を解除しても自衛隊をそこにもあそこにも出そうとやるんだけれどもその熱意に負けない、倍ぐらいの熱意を、日本ならではの非軍事分野におけるそういうふうなやはり努力といいますか、エネルギーをそこに割いてほしいと思うんですね。その点いかがですか。

○田中國務大臣 P.K.O五原則の問題、それからテロ特措法の成立、そして、こうした世界の全体の中での日本の位置づけ、今おっしゃっているフィンランド、スウェーデン、北欧のスタイルもありますし、またアメリカとの関係もありますけれども、小泉内閣いたしましては、やはり基本姿勢をしつかりとして、そして、地雷の問題にいたしましても、今おっしゃったような平和という問題、それから、どうしてもテロに対しても、こうしたことについては世界的な枠組みで取り組むということを明確にしながら進んでまいりたく存じます。頑張ります。

○今川委員 もう時間が参りましたが、最後に中谷防衛庁長官に一つだけお伺いをしたいと思います。

今回、このP.K.Oとは別に、テロ事件にかかわって、既に海上自衛隊の艦船などがインド洋方面に派遣されましたね。先ほども他の議員から質問がありましたけれども、むしろ陸上自衛隊の隊員の方が非常にやはり、不安といいますか、あつたんですね。仮に危険度は陸上から比べると海自身の方がまだ幾分軽いにしても、やはり派遣される隊員の心情を思うと、大変な心理的な圧迫といいますか、いろいろな悩みというのはあると思うんですね。

そうした場合に、仮に、行きたくない、P.K.Oの場合も含めて「行きたくない」というふうに拒否の姿勢を示したときに、例えば自衛隊法の四十二条では、身分保障という項目の中で、「三号に『その職務に必要な適格性を欠く場合』とか、仮に該当するのかしないのかとか、あるいは懲戒処分を定めた第四十六条の一項「職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合」に処分を受ける可能性があるのかないのか。

この間、他の議員の質問に対して中谷長官は、不利益をこうむらないよう努めたいとおっしゃつたけれども、努力だけじゃ困るんです。やはり陸自、海自を問わず、隊員の気持ちからしますと、なるほど、何らかの都合でそれはお断りし

たいと言つた場合に、ちゃんと身分上、精神的な面もないのかどうか。これは一般的の企業でもあります、何か根性なしとか言われて、おるにおれなくなつてやめちゃうとか。本来の自衛隊法第三条に基づく任務とは違うことをやらされるわけですから、そこは単なる努力義務じゃなくて、こういう措置をとるよということをもっと積極的意味合いでお聞かせください。

○中谷國務大臣 派遣される隊員につきましては、本人の希望を確認し、また御家族等の意見も十分伺いまして、決して強制的になるとく、希望者を募つて派遣をいたすのが基本でござります。この選定の段階において派遣要員から外れた者については、決して、処分はもとより、何ら人為的な不利益を受けることがないように、派遣される部隊の指揮官また幹部には厳に指導を徹底したいというふうに思つております。

○今川委員 時間が来たので、これで終わります。

○玉置委員長 石破茂君。

○石破委員 まず冒頭、官房副長官、お時間がおありだと思いますから、先に副長官にお尋ねをいたします。これはPKOと関係なくて恐縮であります。

今回、アメリカでテロが起つた。やはりあいうことはアメリカのみならず、これはもう全世界どこでも起つるんだろう。ひょっとしたら日本にも起つるかもしれない。それが我が国有事になるかどうかはそのときの判断ですが、有事というものがお祈りしていれば起つらないとか、そんな話ではないらしいということは多くの人が気がついたことだらうと思っている。

しかしながら、この有事法制というの是一体どうなつたんだという話なんですね。昭和五十六年、五十九年に研究公表文が出て、そして法制化を前提としないというお話だったのが、森内閣総理大臣がこの一月、通常国会における所信表明で、与党の考え方を受けとめ、検討を開始するといふうにおっしゃいましたね。与党の考え方と

は何か。自民、公明、保守三党で合意をしたのは
何かといえば、法制化を目指した検討を開始する
よう政府に要請するという考え方を受けとめて、
検討を開始してまいりますというふうに森総理が
おっしゃったのに対し、小泉総理は、検討を進
めますというふうにきらに踏み込んでおっしゃつ
ている。

森総理がおっしゃったのが一月、小泉総理が
おっしゃったのが五月、今はもうすぐ十二月とい
うことですね。その間にどれぐらい作業は進んで
おられますか。

○安倍内閣官房副長官 ただいま石破委員が御指
摘いただきましたように、小泉内閣のもとにおき
まして、総理の御指示に基づきまして、法案作成
を視野に入れまして検討を鋭意進めているところ
でございます。各省から人を出していただきま
して、今、大森官房副長官補のところで、当然條
文作成も含まれているわけでございますが、その
作業を進めているところでございます。

ただ、御承知のように、九月十一日のテロ事件
発生以来、テロ特措法の作成作業に人員が割かれ
てしまつたものでございますから、しばらくそち
らの方に集中をしていたわけでございますが、當
然この有事法制というのは極めて重要な課題でござ
いますから、そういう中で作業を進めていると
いうことでございます。

○石破委員 法制化ということにきちんとした定
義があるわけじゃないんです、副長官御案内の
とおり、法制化というのができるのは国会しかな
いんですね。唯一の立法府は国会であって、内
閣にそういう法制化の権限があるわけじゃない。
そうすると、法制化を目指した検討というのは
どこまでかということ、何が問題点かということ
は、少なくとも第二分類まではもう研究が終わっ
ているわけですよね。

例えば、道路法においてどういう問題がある
か、建築基準法においてどうなのか、医療法にお
いてどうなのかということの問題点はもう全部出
そろっているわけでしょう。それを、例えば、防

衛庁と厚生労働省、防衛庁と国土交通省、防衛庁と環境省、そういうふうに、ではこの法律、例えば道路法二十四条はどうなんぞということで義論

○石破委員 副長官よくおわかりのことですか
ら、あえてもうこれ以上申しません。願わくば、
別にござ、どうの斤量が決まつて、よし、第三子貢
ば

に我々は考えておりますが、御見解はいかがですか。

ん方の身に危険が及ばないよう、そして立派に任務が遂行できるようにやっていかねばならないござります。

をして、条文をつくりて、法制局の審議を経てと
いうところまでは、全然法制化でも何でもないわ
けですよね。法制化を目指した検討というのはそ
ういうことをいうわけです。

申上げておきます。ありがとうございます。
お原いれで御努力をいたさない
た。

ができます。しかし、法律がこれたるに當る多大な
ができます。なぜかと申しますと、それはもつてのほ
かであって、きちんとした問題点の整理はもうで
きているわけですから。

は、警護の任務というものは付与すべきではないか
ということをまとめさせていただいたのです。
それは、警護の任務それ自体は大器の使用には

それが警説の任務それ自体は武器の使用とは関係のない行為である、警護している、守つていてよといふ行為は。それにもかかわらず、それが起彼を守つて邊りに場合にござつて武器を

が空砲をさされて襲われた場合にはどういう武器を使
うかということと、そういうようなのに襲われな
いように警護をしていますという概念は分けて考
えらるべきではない。

えるべきなのである。

拠せねばならぬであろう。第五原則のそれを守りつつ、どれぐらいの実効性があるかというふうに問われればかなり論理的に厳しいところはあるけ

れども、しかし、「全く守」ていませんよ、ノーガードですよというところと警護していますよというところは、やはり襲う相手にしても、これは

同時に、それを密にすることによってかなりの
襲撃でちやいかぬというような抑止力が働くと思つ
ているのです。

部分は、自己保存の原則によつても正当防衛、緊急避難しか違法性を阻却しないといつても相当の効果は期待できるのではないか。

ですから、その条文の作成を「有事」というのは、ある日突然やってくるわけでございますから、そのときに備えて、鋭意、一日も早く成案を得るべくやっていかなければいけない、こう考えておりまます。

警護の任務を与えるということと憲法論は、全く切り離されて考えるべきものであるというふう

ぬ。行くのは、我々でもない、お役人でもない、自衛官が行くわけですからね。その自衛官の皆さ

○田端委員 中谷長官、大変御苦労さまでござります。

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

PKO法が平成四年に施行されて以来、九年、約二千人の自衛隊員の方が六回にわたってPKO活動に参加されて、国際的にも日本の活動が評価され、そしてまた国内的にも約七割の人がPKOの活動に理解をする、こういう状況になってまいりました。

思つておりますが、そういう理解でいいのかどうか。

そして、本体業務の凍結解除と武器の使用に対する限定的な緩和、こういうことは当初のPKO 参加五原則のこの考え方を逸脱するものではない。特に五番目の、武器使用は要員の生命等の防護のために必要最小限のものに限る、これを超えるものでないというふうに理解しているわけです。が、それでいいかどうか、確認させていただきたいと思います。

○中谷國務大臣　これまで九年間、六回にわたりて活動を実施してきましたけれども、派遣された隊員には、定められた法律に触れることがなく、また任務を遂行するために本当に全力で整々と活動をしていただきました。その結果、大まかに法を逸脱したというような指摘もございませんし、また現地政府や国際社会から大変大きな評価を得て実施をしてまいりましたけれども、これまでの経験を生かして、教訓、反省点がなかったわけではありません。

例えば、カンボジアの場合には、すぐ近くにいるNGOの選挙監視のボランティアの方が危機に際したときに、法的に守ることができなかつたわけでござりますし、また、モザンビークにおいても、空港の輸送調整業務という定められた任務だけで、すぐ横で同じPKOを実施している隊員が非常に忙しくて苦労しているときにも、それを手伝うことができなかつたというような、いろいろな観点に基づいて改正をする必要があることがございます。今回は、そのような教訓を受けて、武器の使用の規定並びにPKFの凍結解除を図つた

次第でござります。

そして、武器の使用が武力行使につながるかと
いう点につきましては、今回の協力法二十四条に
規定する武器使用は、いわば自己保存のための自
然権的権利というべきものでありまして、武器使
用が認められる主体は個々の自衛官でございま
す。したがいまして、武力の行使に至る行為では
ないということで提案をさせていただいておりま
す。

○田端委員 その武器使用についてですか、一自己の管理の下に入った者」というこの概念ですけれども、これはテロ特措法に整合性を持たせた考え方だと思いますが、自己保存の自然権的権利というこの対象であります、さまざまなかasesが考えられます。

そこで、整理したいんですけれども、「自己又は自己と共に現場に所在する」という意味においては自衛官の現場性というものが大きな第一のポインツであると思います。それから、共通の危険性といいますか、そういう状況にあるということが第二の点だと思います。それからもう一点は、自衛官の指示、ルールに従うという意味で「管理

の下」という意味なんだろう、こう理解している
わけあります。

そういうことを考えますと、例えば、現場にお
ける通訳の方とか、あるいは宿営地を訪ねてきた
他国の要員の方とか、あるいは輸送の途上にある
国連の職員とか、さまざまなかがいが想定できる
わけです。

その中でさらにもう一点大事なことは、このP-KO法全体を貫いている理念といいますか、これは、武器使用に関しては個人、つまり自己イコール個人、こういう理念が根底にあるんだろう。二十三条四項の上官の命令という改正は平成十年にされていますけれども、部隊としての活動とか組織としての行動とかそういうことは、それはそれで

として、しかし、事武器に関しては個人をベースとした理念で貰かれたものである、武力の行使というものは明確に一線を画している、こういう

一正蓮感じるわけでありますが、大臣の所感をお

尋ねしたいと思います。

○中谷國務大臣　おっしゃるとおりでございま
す。今回の武器使用の原則におきましては、自衛
官とともに共通の危険にさらされ、その現場にお
いて、その安全確保において自衛官の指示に従う
ということが期待される者ということに限つてお
りまして、いわば自己保存のための自然権的権利
というべきものでありまして、憲法の禁ずる武力

の行使に当たらない範囲でございます。
○田端委員 今回の改正で他国のP.K.O要員の防護も可能になつたと思いますが、そういう意味では国連あるいは国際社会からこれは評価されるんではないかな、そういう認識であります。
実は私、先般、東ティモールに与党の調査団として行ひまして、二三日間でございましたが、二つある、

して行かせていたときましたか。その際、UNTAET特別代表から日本の自衛隊の参加に対する強い期待の表明がありました。しかし同時にPKO要員間の相互信頼というものがPKOの一体性確保という意味で必要だ、こういうことで、個人的とおしゃっておりましたが、日本には平和憲法という制約があるのは知っているけ

れども、しかし武器の使用の見直しというものをぜひお願いしたい、それが国際信頼をかち得る道だ、こういう言い方をされていました。

そういう意味で、今回の改正というのはその期待にこたえられるものであるのかどうか、私は大きく前進したと思いますが、来年三月から七百人の施設部隊を派遣して、新しい東ティモールの国

づくりに日本の自衛隊が貢献するという状況を迎えているだけに、その辺のところを明確にさせていただきたいと思います。

小がる毎日を送りながら、じつに思ってお
ります。

と私は承っているんですけれども、実際いかがなんですか。また、それは法的な妨げは何があるのか、それについてお答えください。

第一類第十二號
安全保障委員會議錄第五號

○中谷國務大臣 法的妨げはございません。仮にPKF解除になりますとPKOの場合に実施できることになります。

しかし、地雷を処理することについて若干心配しているのはこの地雷の持つ恐ろしさでありますて、過去、「地雷を踏んだらサヨウナラ」という映画がございましたけれども、本当に一瞬にしてその人の命を奪い、手足を損傷して、想像を絶するような苦痛を与えるものでございます。

自衛官も現在確かに地雷処理の訓練はしておりますが、これは攻撃や防御の際の地雷、通路を開設するという程度にとどめておりまして、面的な広いところで一つ一つ地雷を探して処理をするといふことはまだやっておりません。

一つの地雷を見発して処理するにも一時間、二時間かかるわけありますし、またそれを全部、一〇〇%やったかどうかという検証をするのは至難のわざでありまして、各国とも、この地雷の処理というは非常に重い課題で、軍として行つております。

ですから、こういう点につきまして、任務に加わつたらそれを念頭に訓練をし検討をしていかなければなりませんけれども、現地の情勢等を見ながら慎重に検討しまして、適切に対処してまいりたいというふうに思つております。

○小池委員 平成九年十二月、オタワ条約、これは小渕総理が、対人地雷全面禁止条約ということですばらしい演説、スピーチをなさつたわけでございます。私は、こここそまさに、小渕総理の遺志も継ぐという意味で、これまでのいわゆる軍事的な地雷の除去ではなくて、まさに地雷そのものを除去するという技術をまず、私は日本は本当にそういう面ではうまいと思うんですね。ですから、今回こうやってその活動が法的に認められるのであるならば、これはしっかりとむしろ世界をリードするそういう技術もぜひつくっていただきたいし、そして、地雷が恐ろしいのは日本人だけではありません。だれかがやるんです。その地雷を除去する作業をNGOがこれまでやって

きたんです。その点を踏まえて、今回の法改正からこの任務というのを、まさに日本が得意とするところだと言われるようになつていただきたい。

統いて、イージス艦について伺わせていただきたいと思っております。

私も与党三党の中のいろいろな責任者の立場でございまして、与党政策責任者会議というところではさまざまな課題が諮られて、そこで議論をされるわけでございますが、今回の基本計画の中に最

初四隻とあったのが、いつの間にか一隻減つて、イージスがどこに行つちゃったんですね。これについて、どうもデューブロセスがよくわからぬい、どこで、いつ、だれが出さないということを決めたのか、私は、これがいまだによくわかりません。

基本的に、こういったことが国民に、いつ、ど

こで、何が決まつているのかわからないということが最大の問題ではないかと思うのですが、防衛省として、いつ、どこで、何が決まつたのか、明らかにしてください。日本政府として。

○中谷國務大臣 イージス艦を派遣するかどうかということにつきましては、防衛厅長官たる私が判断をして決めるべき立場でございますが、イージス艦を含めて、私は、その特性から、任務上、イージス艦が、より作業の能率、また安全を確保する観點から必要であるというふうに思つておりますけれども、しかし、今回の派遣につきましては、きょうも参議院で行われましたけれども、国会による承認手続ということで、国会の御理解、国民の皆様方の理解、そして何よりも、国会での議論や与党、野党間のそれぞれの御意見等も伺いながら総合的に判断しなければなりませんし、また、事態等も、現在、タリバン等の状況等において変化が起つております。そういうあらゆる観点を主体的、総合的に判断して、今回は、イージス艦を派遣しないという決定を行つたわけでございます。

○小池委員 その判断の基準なのでございますけれども、ちなみに「きりさめ」、これはいわゆるミニ

ニイージス艦と呼ばれるものでございます。このミニが出て、なぜイージス艦はダメなのか。例えば、その能力、もちろんわかりますけれども、だったらミディはいいのか。だから、そういったの国々に対して何か威圧的なところがあるのじゃ

ないか。

私は、これは山本七平さん言うところの空氣だと思うのですね。ずっとこれまでいろいろな会議の検証もみました。よくわかるところと、例えれば自分がいたところはよくわかります、あと、わからぬところも結構ある。でも、聞いてみると、と、いや、何で決まつたんだろうと、そこにいたはずの人が言つんですよ。

今回PKOを改正し、さらにはテロ特措法といふ新しい概念を持ち込んだ、これからもいろいろな問題は出てくるでしょう、これはわからない。そういうときに、いつもこの辺の辺の辺と言つてたかという基準がわからない、これは絶対に避けたるべきものだと思いますが、防衛厅長官、特に、私が決めましたとおっしゃいました、防衛厅長官がその意思を持つ、決断をする、その役割を担つていらっしゃることを改めて御確認いただきたいと思います。いかがですか。

○中谷國務大臣 そういうすべての行動について私は私が責任を有しているわけでございますが、今回が最初の派遣でございますし、また、国会において各政党に御承認をしていただかなければなりません。そして何よりも、派遣される上においては、国民党の支持と理解に基づいて、しっかりと頑張つてこいという声に押されて、堂々と派遣をしていただきました。現地に行っていただくという必要もございました。

私自身も、必要なことはもっとよく説明をし、多くの方々に御理解をいたぐり努力をしてまいりますし、また、今後とも信念を持って、決

断するところは決断ができるように努めてまいりたいというふうに思つております。

○小池委員 あなたは防衛厅長官なんです。決めるんですよ。そこで、まさに総合的、主体的に判断をしていただくようにお願いを申し上げたいと思います。

それから三点目でございますが、今回のテロと焦点が当たったということは、ある意味で、私は、これまでしこつていて、そしてまさに毎週のように自爆テロが起つていてあの地域に光を当ててのことでは、進歩があつたと思います。

例えば、私などは本当にびっくりしちゃったんですけれども、あの国連総会において、アメリカのブッシュ大統領が、十一月十日の国連演説で、イスラエルとパレスチナの二つの国という表現を使いました。まさに国家として認める発言をしました。ブレアさんもしかりであります。もつと大変だったのは、最近のパレスチナ情勢を悪化させたか、現在は首相の地位にありますシャロンさんが、治安が保障されるならば独立したパレスチナ国家の樹立に同意するという発言をされている、これは私は本当にびっくりいたしました。

そして、また日本との関係でござりますけれども、かつて、パレスチナ、今のような暫定自治政府を持つ前に、いろいろな各グループがあつた。その中の主流派の一番大どころのPLOが、東京事務所というのを開設いたしておりました。ところが、一九九五年になりまして、財政難、あの当時は湾岸戦争があつた、そして、これまで産油国からいろいろな拠出をいたいでいたところが、パレスチナは困つちゃつたわけですね。お金がなくなっちゃつたというので、東京事務所を閉めました。

そしてその後、日本もパレスチナ問題に大変地道に積極的に取り組んでおられる中で、日本政府も、パレスチナの代表事務所を置くということにも合意もなさつてゐる。これは、国としてとい

のが、まだ、どこをして国家というのか、なかなかか難しいところでございますが、もっと積極的に日本政府、具体的にこの話を進めるために協力を

していただきたい、支援をしていただきたい。

そのお願ひと、さらには、私は、民間でこういったことを守り立っていくという動きをとります。

いきますけれども、外交問題でございますので、重

家局長の方から御答弁いただきたいと思います。

○重家政府参考人 P.L.O.、パレスチナ解放機構の東京事務所につきましては、先生申されました

とおりの事情で今閉鎖されているわけでございま

すが、現在、パレスチナ側におきまして、再開を検討中というふうに承知しております。

我が国は、これまで積極的なパレスチナ支援をしてきておりますし、また、緊密な政治対話を

政治関係を強めていきたいというふうに思ってお

ります。そうした関係の強化のためにも、在京事

務所の再開が望ましいもの、そういうふうに私どももも思つておるところでございます。

○小池委員 最後に、十一月十九日のジョン・ボルトンという人のメッセージが、私、最近ちょっと気になつております。もう時間がございませんので、イラクと北朝鮮という、國家、國の名前を名指したペーパーでございますが、今後の生物兵器等々、大量殺りく兵器等々のこととアメリカ

がどこに今問題意識を持っているかということのあらわれだと思いまして、そのことを最後に述べて、私の質問を終ります。

○玉置委員長 これにて、ただいま議題となつております各案中、内閣提出、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案に対する質疑は終局いたしました。

○玉置委員長 これより討論に入ります。
討論の申し出がありますので、順次これを許します。赤嶺政賢君。
○赤嶺委員 日本共産党の赤嶺政賢です。

私は、日本共産党を代表して、PKO協力法改正案に反対の討論を行います。

本法案は、いわゆるPKOの凍結解除によつて、国連平和維持軍への自衛隊の歩兵部隊の参加を可能にし、そのため、武器使用原則を根本的に覆そうというものであり、憲法九条にかかる重大な法案であります。

これをわずか二日間、十時間半の審議で、公聴会も開かず採決することは、断じて容認できません。戦後初のテロ特措法に基づく戦時の自衛隊出動、本法案の施行という相次ぐ暴挙を厳しく糾弾するものであります。

PKOは、停戦監視や武装解除、治安の維持などを任務とする部隊であり、突発的な武力衝突など、常に危険と隣り合わせの活動であります。このような活動に自衛隊が参加すれば、憲法の禁ずる武力行使につながる危険性が極めて高いことは明らかであります。

PKO法二十四条、すなわち、武器の使用は要員の生命、身体の防護に限るという原則は、憲法が禁ずる武力行使に至らないために譲ることのできない原則と政府みずからが明示してきたものであります。これに「自己の管理の下に入った者」というあいまいな規定を持ち込み、他国の軍隊をも守れるようにするということは、自衛隊による警護活動を事実上可能にするものです。

白衛隊法九十五条の武器等防護の適用は、二十四条の原則とは相入れないものであり、政府が認められないとしてきた任務遂行を実力により妨害する全てに対抗する場合の武力行使に当たるものです。こうした武器使用権限の拡大は、政府が憲法違反とならないための大前提としてきたPKO参加五原則の武器使用原則を根本的に覆すものであります。

以上、本法案は、武器使用権限を拡大し、自衛隊がPKO参加に公然と踏み出すものです。憲法の平和原則をはずたにして、ひたすら自衛隊の

海外派兵を進める小泉内閣の政治姿勢を厳しく糾弾し、私の反対討論とします。(拍手)

○玉置委員長 次に、今川正美君。

○今川委員 私は、社会民主党・市民連合を代表して、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律、いわゆるPKO協力法の一部改正案について、反対討論を行います。

今回の法案は、PKO協力法の一部手直しといふ装いに見えますが、自衛隊等のPKO参加五原則を全面的に崩しかねない危険な内容であると言わざるを得ません。

ところで、日本の、とりわけ自衛隊のPKO参

加に関して、九年前のいわゆるPKO協力法案をめぐっては、一年間にわたる大激論となり、PKO参加五原則を設定し、本体業務、いわゆるPKOへの参加凍結を決めて、自衛隊の海外派遣を例

した。当時、これは法解釈の限度とされたはずで

ところが、今回の改正案では、まず第一に、武器使用の基準を大きく緩和、拡大しました。

防護対象を、自己の管理下に入った者という極めてあいまいな領域にまで広げて、これまで法的にできないとされた要人警護や外国部隊の救援までできるようになります。さらに、自衛隊法第九十五条の適用除外を解除して、武器等の防護のために武器使用ができるようになりますが、冷戦後、PKOがかかわった紛争の約九割は内戦型で、紛争当事者すらはつきりしないケースも多々、組織的な応戦、つまり武力行使を余儀なくされ、憲法九条に抵触することは明白であります。

しかし、PKO協力法第三条第三号の定める業務のうち、自衛隊等が行う停戦、武装解除の監視から捕虜交換の援助に至る六項目は、武力行使に

用法案にばかならず、憲法が禁じた武力行使に道を開くものであつて、速やかに撤回されることを

求めます。

あわせて、自衛隊の戦時海外派遣を直ちに中止するよう強く求めて、私の反対討論を終わります。(拍手)

○玉置委員長 これにて討論は終局いたしました。

本法案は、国連協力の装いを凝らした自衛隊活動にばかならず、憲法が禁じた武力行使に道を開くものであつて、速やかに撤回されることを

求めます。

○玉置委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、国際連合平和維持活動等に対する協

の貴重な議論の積み重ねを無視するものであり、断じて許されません。

本来、国際紛争を解決するはずの国連安全保障理事会が機能せず、相次ぐ紛争を処理するためにPKOが生まれてから五十三年、そのPKO自体、第一世代から第三世代まで、伝統的PKOから拡大PKOへと時代の変化の中で大きく変わっています。だからこそ、カンボジアに始まり現在のゴラン高原まで九年間に及ぶ自衛隊等のPKO参加についての検証と総括を国会できちんとやるべきです。

これからPKOでは、プラヒミ・レポートの提言にもあるように、紛争予防や平和構築を基軸に据えるべきです。我が国では、残念ながらこの間、PKO議論が、まず自衛隊派遣ありきという発想から始まり、そこに終始したため、多くの矛盾と無用な混乱を招いてしまいました。そつした意味でも、我が党が提唱している非軍事、文民、民生を基本とした別組織による国際協力をいま一度本格的に検討してみる価値があると確信いたします。

専守防衛に撤し海外に出ることはない、必要最小限の自衛力にとどめるとして創設されたはずの自衛隊が、PKOを皮切りに海外に展開し、しかも、テロ対策を口実に戦時出動までしてしまったことは、国民と国際社会に対する裏切りにはかなりません。

本法案は、国連協力の装いを凝らした自衛隊活動にばかならず、憲法が禁じた武力行使に道を開くものであつて、速やかに撤回されることを

求めます。

あわせて、自衛隊の戦時海外派遣を直ちに中止するよう強く求めて、私の反対討論を終わります。(拍手)

○玉置委員長 これにて討論は終局いたしました。

本法案は、国連協力の装いを凝らした自衛隊活動にばかならず、憲法が禁じた武力行使に道を開くものであつて、速やかに撤回されることを

求めます。

○玉置委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、国際連合平和維持活動等に対する協

力に関する法律の一部を改正する法律案について
採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○玉置委員長 起立多數。よって、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員
会報告書の作成につきましては、委員長に御一任
願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉置委員長 御異議なしと認めます。よって
そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○玉置委員長 次回は、公報をもつてお知らせす
ることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時四十六分散会